

# 大分県労働委員会会報

第 71 号  
(令和 7 年版)

大分県労働委員会事務局



# 大分県労働委員会会報 目次

<b>第1章 労働委員会の概要</b> .....	1
第1節 労働委員会の位置づけ等.....	1
1 労働委員会の位置づけ	
2 労働委員会の機能	
3 労働委員会の業務	
4 労働委員会の特色	
第2節 労働委員会の組織.....	2
1 委員会	
2 あっせん員候補者	
3 事務局	
4 名簿（委員・あっせん員候補者）	
第3節 総会等の開催状況.....	7
1 総会	
2 公益委員会議	
3 連絡協議会・会議	
4 研修	
<b>第2章 労働情勢の概要</b> .....	12
<b>第3章 審査・調整の実施状況（令和7年）</b> .....	13
<b>第4章 審査関係</b> .....	15
第1節 不当労働行為事件.....	15
1 概況	
2 不当労働行為事件取扱一覧表	
3 事件の概要	
4 審査の期間の目標及び審査の実施状況	
第2節 労働組合の資格審査.....	16
1 概況	
2 労働組合格資格審査取扱一覧表	
<b>第5章 調整関係</b> .....	17
第1節 労働争議の調整.....	17
1 概況	
2 労働争議調整事件取扱一覧表	
3 事件の概要	
第2節 個別労働関係紛争のあっせん事件.....	25
1 概況	
2 個別労働関係紛争事件取扱一覧表	
3 事件の概要	
第3節 争議行為予告及び労働争議実情調査.....	35
1 争議行為予告	
2 労働争議実情調査	
<b>第6章 労働相談及び個別労働紛争処理制度の周知</b> .....	40
第1節 労働相談の概況.....	40
1 労働相談の状況（令和7年1月～12月）	
2 年別相談件数の推移	
3 労働相談週間の活動状況	
第2節 個別労働紛争処理制度の周知.....	42

## 【資料編 目次】

1	不当労働行為審査事件の推移	43
2	労働組合の資格審査の推移	45
3	労働争議調整事件の推移	46
4	個別労働関係紛争あっせん事件の推移	50
5	年別労働相談件数の推移	51
6	労働組合数、組合員数、推定組織率の状況	51
7	労働争議の発生状況(大分県)	52
8	連絡会議内容等	53
9	研修内容等	58
10	有効求人倍率・完全失業率の推移(県内及び全国)	62
11	労働委員会委員	63
12	事務局組織・職員数	65
13	大分県労働委員会規則	66

# 第1章 労働委員会の概要

## 第1節 労働委員会の位置づけ等

### 1 労働委員会の位置づけ

労働委員会とは、労働者の団結権の擁護及び労働関係の公正な調整を図るため、労働組合法第19条の12第1項、地方自治法第180条の5第2項に基づき都道府県に設置された独立行政委員会である。

### 2 労働委員会の機能

労働委員会は、憲法で保障された労働基本権の保護と労使関係の安定を目的とし、迅速、的確に不当労働行為の審査を行うとともに、労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう合理的、弾力的な方法で労働紛争の調整に当たっており、機能は次のように大別される。

- (1) 審査機能：主として不当労働行為事件の審査や労働組合の資格審査を行う。
- (2) 調整機能：労使間のあっせん、調停、仲裁等を行い、争議・紛争を解決に導く。

### 3 労働委員会の業務

労働委員会の主な業務は、以下の4つである。

なお、(2)労働争議や(3)個別労働関係紛争における「あっせん」については、労働委員会が直接行う調整手続ではなく、労働委員会の会長によって指名された「あっせん員」が行うものであり、あっせん員候補者も総会の議決によりあらかじめ定められている。

- (1) 労働組合法及び労働関係調整法に基づく集団的労使関係に関わる不当労働行為事件の審査、判定業務
- (2) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁業務
- (3) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、知事から事務委任された個別労働関係紛争のあっせん（平成14年4月から実施）
- (4) 審査やあっせんに繋ぐために独自に実施する労働相談

また、上記4つの主な業務の他、労働組合の資格審査、争議行為の予告通知と発生届の受理及び労働争議の実情調査、地方公営企業における使用者の利益代表の範囲の認定・告示等の事務を担っている。

### 4 労働委員会の特色

労使間の諸問題は、労使双方が誠意をもって話し合い、自主的に解決することが最も望ましい姿であるが、話し合いがまとまらず、当事者間で解決することが困難な場合、公平な第三者として労働委員会が労使の仲立ちをし、よりよい労使関係形成の手助けを行っている。

労働委員会の審査、あっせんは、原則として「公益委員」、「労働者委員」、「使用者委員」の三者で担当し、労働者委員、使用者委員がそれぞれの当事者の主張を十分聴いた上で、相手の立場に立って解決のための合意形成を図り、実質的な効果を伴った解決を目指すのが最大の特色である。

また、裁判と異なり、簡易・迅速かつ手数料等も不要となっている。

## 第2節 労働委員会の組織

### 1 委員会

大分県労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員各5名、計15名の委員で構成されている。

委員の任期は2年と定められており、令和8年2月18日までは第48期委員により運営された。同月19日に委員改選が行われ、以降は第49期委員により運営される。

### 2 あっせん員候補者

あっせん員候補者については、あっせん員候補者に関する申し合わせに基づき、①大分県労働委員会委員、②大分県労働委員会事務局職員のうち事務局長、調整審査課長、③その他労働委員会が特に必要と認める者の中から総会の議決を経て委嘱される。

大分県労働委員会委員については、第49期委員の任命に伴い、令和8年2月24日付けであっせん員候補者の委嘱及び解任を行った。

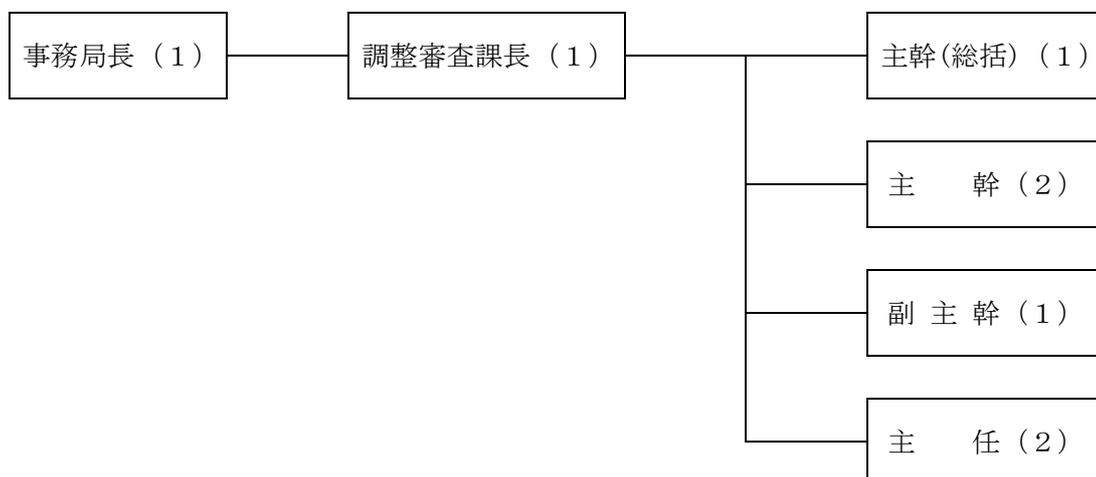
また、大分県労働委員会事務局職員については、人事異動に伴い、令和7年4月8日付けで委嘱及び解任を行った。

### 3 事務局

大分県労働委員会事務局については、大分県労働委員会事務局組織規則(昭和31年大分県規則第39号)により、所掌事務等必要な事項が定められている。

組織としては、事務局長の下に調整審査課が置かれ、8名の職員が配置されている。事務局の組織図・職員は、次のとおりである。

#### 事務局組織図



#### 4 名簿（委員・あっせん員候補者・事務局職員）

(1) 第48期委員 任期：令和6年2月19日～令和8年2月18日（◎会長 ○会長代理）

区分	氏名	現職または前職	備考
公益委員	◎ 深田 茂人	弁護士	第44期～
	○ 清水 立茂	弁護士	第46期～
	後藤 素子	元大分県労働委員会事務局長	第48期～
	渡邊 博子	大分大学理事(教育担当)・副学長	第47期～
	堀江 貴陽子	みらい社会保険労務士法人特定社会保険労務士	第48期～
労働者委員	幹事委員 新宮 高志	全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長	第46期～
	山本 悦子	日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会委員長	第47期～
	石本 健二	日本労働組合総連合会大分県連合会会長	第47期～
	林 大介	元UAゼンセン大分県支部支部長	第47期～
	原口 享子	UAゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長	第47期～
使用者委員	幹事委員 藤野 久信	大分県経営者協会専務理事	第46期～
	白川 憲一	大分交通株式会社取締役副社長	第45期～
	高野 浩子	株式会社美装管理代表取締役	第47期～
	寺司 志保美	元株式会社別府衛生公社代表取締役	第48期～
	熊埜御堂 康昭	三和酒類株式会社代表取締役専務	第46期～

(2) 第49期委員 任期：令和8年2月19日～令和10年2月18日（◎会長 ○会長代理）

区分	氏名	現職または前職	備考
公益委員	◎ 清水 立茂	弁護士	第46期～
	○ 渡邊 博子	大分大学理事(教育担当)・副学長	第47期～
	森 優子	元大分県議会事務局長	第49期～
	堀江 貴陽子	みらい社会保険労務士法人特定社会保険労務士	第48期～
	森 脇 宏	弁護士	第49期～
労働者委員	幹事委員 新宮 高志	全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長	第46期～
	山本 悦子	元日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会委員長	第47期～
	石本 健二	日本労働組合総連合会大分県連合会会長	第47期～
	迫 圭吾	大分県教職員組合執行委員長	第49期～
	原口 享子	UAゼンセン大分県支部協働参画委員会副委員長	第47期～
使用者委員	幹事委員 藤野 久信	大分県経営者協会専務理事	第46期～
	白川 憲一	大分交通株式会社取締役副社長	第45期～
	高野 浩子	株式会社美装管理代表取締役	第47期～
	寺司 志保美	元株式会社別府衛生公社代表取締役	第48期～
	熊埜御堂 康昭	三和酒類株式会社代表取締役専務	第46期～

(3) あっせん員候補者（労働関係調整法第10条）

区 分	氏 名	委 嘱 期 間
公益委員	清 水 立 茂	令2.2.17～
	渡 邊 博 子	令4.2.22～
	森 優 子	令8.2.24～
	堀江 貴陽子	令6.2.27～
	森 脇 宏	令8.2.24～
	深 田 茂 人	平28.2.9～令8.2.24
	後 藤 素 子	令6.2.27～令8.2.24
労働者委員	新 宮 高 志	令2.2.17～
	山 本 悦 子	令4.9.13～
	石 本 健 二	令4.2.22～
	迫 圭 吾	令8.2.24～
	原 口 享 子	令4.2.22～
	林 大 介	令4.2.22～令8.2.24
使用者委員	藤 野 久 信	令2.2.17～
	白 川 憲 一	平30.2.13～
	高 野 浩 子	令4.2.22～
	寺 司 志保美	令6.2.27～
	熊埜御堂 康昭	令2.2.17～
事務局職員	一 丸 淳 司	令6.4.9～
	平 山 高 広	令7.4.8～
	阿 部 晴 彦	令5.5.23～令7.4.8

# 第48期委員 (任期: 令和6年2月19日～令和8年2月18日)

## 公益委員



深田 茂人  
会 長



清水 立茂  
会 長 代 理



後藤 素子  
委 員



渡邊 博子  
委 員



堀江 貴陽子  
委 員

## 労働者委員



新宮 高志  
幹 事 委 員



山本 悦子  
委 員



石本 健二  
委 員



林 大介  
委 員



原口 享子  
委 員

## 使用者委員



藤野 久信  
幹 事 委 員



白川 憲一  
委 員



高野 浩子  
委 員



寺司 志保美  
委 員



熊埜御堂 康昭  
委 員

# 第49期委員（任期：令和8年2月19日～令和10年2月18日）

## 公益委員



清水 立茂  
会 長



渡邊 博子  
会 長 代 理



森 優 子  
委 員



堀江 貴陽子  
委 員



森 脇 宏  
委 員

## 労働者委員



新宮 高志  
幹 事 委 員



山本 悦子  
委 員



石本 健二  
委 員



迫 圭 吾  
委 員



原口 享子  
委 員

## 使用者委員



藤野 久信  
幹 事 委 員



白川 憲一  
委 員



高野 浩子  
委 員



寺司 志保美  
委 員



熊埜御堂 康昭  
委 員

### 第3節 総会等の開催状況

労働委員会の重要事項については、すべて合議制の会議で決定されており、労働委員会規則（以下「規則」という。）第3条第1項各号に規定する「総会」及び「公益委員会議」、同条第2項に規定する「調停委員会の会議」及び「仲裁委員会の会議」等がある。

令和7年中の「総会」「公益委員会議」の開催状況については、下記1、2のとおりであり、その他「調停委員会の会議」及び「仲裁委員会の会議」等については、令和7年中の開催はなかった。

そのほか、労働委員会相互の連携を密にし、判例や事例の研究とともに、意見交換を重ね事務処理の統一と実務に要求される知識の涵養を図る目的から、「連絡会議」や「研修」を開催している。

#### 1 総 会

総会は規則第4条の規定により、規則第5条第1項各号で定める事項（あっせん員候補者の委嘱及び解任等）を付議するほか、同条第3項で定める事項（不当労働行為事件の審査等）について報告を行う。

令和7年中の開催状況は次のとおりである。

総会開催状況一覧表

通算回数	開催期日	主 な 内 容
1779	1. 28	1 「あっせん」の実施方法について 2 第79回全国労働委員会連絡協議会総会について（報告）
1780	2. 12	1 令和6年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況の公表について 2 2024労委労協命令研究会（令和7年1月23日（木）開催）について（報告） 3 第79回全国労働委員会連絡協議会総会追加資料について 4 令和7年度の定例総会日程等について
1781	2. 25	1 争議行為予告について
1782	3. 11	1 争議行為予告について 2 第92回九州労働委員会連絡協議会の議題等について 3 大分県労働委員会会報70号（令和6年版）について 4 令和6年度「悩まず どんとこい労働相談週間」（2月1日～7日）における相談状況について 5 令和6年度県内主要労働組合等への訪問結果について（報告）
1783	3. 25	1 「あっせん事件（調整）に関する事務処理要領」の一部改正について 2 九州地区労働委員会使用者委員代表者会議について（報告） 3 第92回九州労働委員会連絡協議会の議題等について 4 オンライン（Zoom）相談の開始について
1784	4. 8	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 （調）事件（令和7年第1号）の申請について 3 争議行為発生届について 4 2024年度九プロ労委労協第2回幹事会・命令研究会について（報告） 5 令和6年度九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）について 6 労働委員会会議における委員のオンライン参加を認めた具体的な事例に係る調査結果について 7 労働委員会と都道府県労働局等との連携等、労働委員会の活性化策について 8 不当労働行為事件（福岡県労委）の審問傍聴について
1785	4. 22	1 （調）事件（令和7年第1号）について 2 （個）紛争（令和7年第1号）の申請について 3 （個）紛争（令和7年第2号）の申請について

通算回数	開催期日	主 な 内 容
		4 (個) 紛争 (令和7年第3号) の申請について 5 争議行為発生届について 6 労働委員会会議における委員のオンライン参加を認めた具体的な事例に係る調査結果について
1786	5.13	1 (調) 事件 (令和7年第1号) について 2 (個) 紛争 (令和7年第1号) について 3 (個) 紛争 (令和7年第2号) について 4 (個) 紛争 (令和7年第3号) について 5 「中央労働委員会に対する要望書」(令和7年4月9日付け日本労働弁護団会長) について 6 第95回委員研究会講師(案) について
1787	5.27	1 (調) 事件 (令和7年第1号) について 2 (個) 紛争 (令和7年第1号) について 3 (個) 紛争 (令和7年第2号) について 4 (個) 紛争 (令和7年第3号) について 5 争議行為予告について 6 不当労働行為事件(福岡県労委) の審問傍聴について(報告) 7 第93回九州労働委員会連絡協議会の開催について
1788	6.10	1 (調) 事件 (令和7年第1号) の終結について(打切り) 2 (個) 紛争 (令和7年第1号) について 3 (個) 紛争 (令和7年第2号) について 4 (個) 紛争 (令和7年第3号) について 5 争議行為予告について 6 各種委員会の委員の宿泊料の増額調整の取り扱いについて
1789	6.24	1 (個) 紛争 (令和7年第1号) の終結について(解決) 2 (個) 紛争 (令和7年第2号) について 3 (個) 紛争 (令和7年第3号) について 4 争議行為予告について 5 2025年度九プロ労委労協総会・研修会について(報告) 6 第92回九州労働委員会連絡協議会について(報告)
1790	7.8	1 (個) 紛争 (令和7年第1号) の終結について(解決) 2 (個) 紛争 (令和7年第2号) の終結について(解決) 3 (個) 紛争 (令和7年第3号) の終結について(打切り) 4 参議院通常選挙における職員の服務規律の確保について 5 委員研究会について
1791	7.22	1 全国労働委員会会長連絡会議について
1792	8.26	1 2025労委労協命令研究会(令和7年7月10日(木)開催) について(報告) 2 全国労働委員会連絡協議会第3回運営委員会の概要について 3 九州労働委員会協議会に係る研修等の事務処理要領及び九州労働委員会等申し合わせ事項の一部改正について 4 令和7年度 労働相談個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会について 5 第93回九州労働委員会連絡協議会の開催について
1793	9.9	1 争議行為予告について 2 「悩まず どんとこい労働相談週間」の実施について
1794	9.24	1 (調) 事件 (令和7年第2号) の申請について 2 (個) 紛争 (令和7年第4号) の申請について 3 第93回九州労働委員会連絡協議会の開催について 4 大分県労働委員会 YouTube チャンネルの開設について
1795	10.14	1 (調) 事件 (令和7年第2号) について 2 (個) 紛争 (令和7年第4号) について 3 争議行為予告について

通算回数	開催期日	主 な 内 容
		4 九プロ労委労協第1回幹事会について（報告） 5 令和7年度公労使委員合同研修会について（報告） 6 YouTubeの活用について 7 第93回九州労働委員会連絡協議会の開催について
1796	10.28	1 （調）事件（令和7年第2号）について 2 （個）紛争（令和7年第4号）について 3 争議行為予告について 4 第51回九州地区労働委員会使用者委員研修会について（報告） 5 令和7年度九州労働委員会公益委員連絡会議について（報告） 6 九州労働委員会事務局課長会議について 7 令和7年度九州労働委員会事務局職員研修会について 8 委員報酬について
1797	11.11	1 （調）事件（令和7年第2号）について 2 （個）紛争（令和7年第4号）の終結について（取下げ） 3 争議行為予告について 4 令和7年度「悩まず どんとこい労働相談週間」（10月1日～7日）における相談状況について
1798	11.25	1 第696回公益委員会議について 2 資格審査の終結について 3 （調）事件（令和7年第2号）について 4 （個）紛争（令和7年第5号）のあっせん申請について 5 （調）事件（令和7年第3号）のあっせん申請について 6 争議行為予告について 7 2025労委労協命令研究会（令和7年10月16日（木）開催）について（報告）
1799	12.9	1 大分県労働委員会規則の一部改正等について 2 （調）事件（令和7年第2号）の終結について（解決） 3 （個）紛争（令和7年第5号）について 4 （調）事件（令和7年第3号）について 5 第80回全国労働委員会連絡協議会総会について（報告）
1800	12.23	1 資格審査の終結について 2 （個）紛争（令和7年第5号）の終結について（打切り） 3 （調）事件（令和7年第3号）について 4 第81回全国労働委員会連絡協議会総会における議題募集について

（不）事件：不当労働行為事件の略、（調）事件：労働争議の調整事件の略  
（個）紛争：個別労働関係紛争の略

## 2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定により、公益委員のみの権限とされている事項（不当労働行為事件の審査、労働組合の資格審査等）を審議するものである。

令和7年中の開催状況は次のとおりである。

通算回数	開催期日	主 要 議 題
696	11.11	1 委員推薦に伴う資格審査（X1組合、X2組合）

### 3 連絡協議会・会議

規則第86条の規定により、委員会相互の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るため、全国又は地区別に公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による「連絡協議会」並びに会長及び事務局長の「連絡会議」が設けられている。

このほか、労働問題の適正妥当な解決、事務処理の迅速化を一層促進するため、全国又は地区別に「公益委員連絡会議」、「労働者側委員連絡協議会（労委労協）」、「使用者委員連絡協議会」、調整・審査の各「事務局主管課長会議」等が開催されている。

令和7年中に開催された会議の概要は、次のとおりである。

		会 議 名	開催期日	開催地
全 国 会 議	1	全国労働委員会会長連絡会議	6月13日	和歌山県
	2	全国労働委員会事務局長連絡会議	6月12日	和歌山県
	3	第80回全国労働委員会連絡協議会総会	11月13日～14日	東京都
	4	全国労働委員会事務局審査主管課長会議	10月23日	東京都
	5	全国労働委員会事務局調整主管課長会議	10月24日	東京都
九 州 地 区 会 議	1	九州労働委員会会長会議	4月24日	大分県
	2	九州労働委員会事務局長会議	4月24日	大分県
	3	第92回九州労働委員会連絡協議会	5月15日～16日	福岡県
	4	九州労働委員会公益委員連絡会議	10月9日	宮崎県
	5	2024年度九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会	3月4日～5日	福岡県
	6	2025年度九州ブロック労委労協総会・研修会	5月14日～15日	福岡県
	7	2025年度九州ブロック労委労協第1回幹事会	9月1日～2日	福岡県
	8	九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議	3月6日～7日	宮崎県
	9	九州労働委員会事務局課長会議	8月28日	熊本県
	10	令和6年度九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）	1月30日～31日	宮崎県
	11	令和7年度九州労働委員会事務局調査研究会議（調整部門）	7月10日～11日	鹿児島県

#### 4 研 修

労働委員会関係実務の処理に要求される知識の涵養を図るため、委員や事務局職員を対象として、「委員研究会」や「公労使委員研修」を開催するとともに、全国で開催される各種専門研修に参加している。

令和7年中に開催された研修の概要は、次のとおりである。

	研 修 名	開催期日	開催地
1	公労使委員合同研修	9月4日～5日	東京都
2	公労使委員個別紛争専門研修	12月1日～2日	東京都
3	2024年度労委労協命令研究会	1月23日	東京都又はWE B 研修
4	2025年度労委労協命令研究会	4月8日 7月10日 10月16日	東京都又はWE B 研修
5	第51回九州地区労働委員会使用者委員研修会	9月25日～26日	沖縄県
6	第93回委員研究会	1月28日	大分県庁新館5階 51会議室
7	第94回委員研究会	9月24日	大分県庁新館5階 51会議室
8	第95回委員研究会	10月28日	大分県庁舎議会棟 第3委員会室
9	公労使委員研修	3月11日 7月22日 9月9日 12月23日	大分県労委審問室
10	委員人権研修	8月26日	大分県労委審問室
11	委員特別研修	2月25日 12月9日	大分県労委審問室
12	第76回労働委員会事務局職員中央研修	6月9日～10日	東京都
13	令和7年度労働委員会事務局職員個別紛争専門研修	7月8日～10日	東京都
14	九州労働委員会事務局職員研修会	10月10日	宮崎県
15	令和6年度労働法の初歩研修	1月31日 2月28日	WE B研修
16	令和7年度労働法の初歩研修	6月27日 8月1日 8月28日 9月26日 12月19日	WE B研修
17	令和6年度労働判例勉強会	1月24日 2月25日	大阪府又はWE B 研修
18	令和7年度労働判例勉強会	9月26日 12月12日	大阪府又はWE B 研修

## 第2章 労働情勢の概要

### <国内情勢>

#### (1) 雇用動向 (厚生労働省「一般職業紹介状況(令和7年12月分他)」、総務省「労働力調査(令和7年12月分他)」)

令和7年12月の有効求人倍率(季節調整値)は1.19倍(前月比+0.01ポイント)であった。令和7年平均の有効求人倍率は1.22倍となり、前年を0.03ポイント下回った。令和7年12月の完全失業率(季節調整値)は2.6%で、前月と同率となった。また、年平均の完全失業者数(率)は176万人(2.5%)となり、前年の176万人(2.5%)と同数となった。

#### (2) 労働組合の組織動向 (厚生労働省 令和7年(2025年)労働組合基礎調査(令和7年6月30日現在))

単一労働組合の労働組合数は22,244組合、労働組合員数は992万7千人で、前年に比べ労働組合数は268組合(1.2%)の減、労働組合員数は1万5千人(0.2%)の増となっている。また、推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)は16.0%で、前年より0.1ポイント低下している。労働組合員数(単位労働組合)のうち、パートタイム労働者の労働組合員数は149万4千人と前年に比べ3万1千人(2.1%)の増加、全労働組合員数に占める割合は15.1%で、前年より0.2ポイント上昇している。

#### (3) 労働組合の活動状況

##### ① 春季賃上げ (厚生労働省 令和7年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況)

民間主要企業(妥結額(妥結上明らかにされた額)などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業。以下同じ。)390社の平均妥結額(加重平均)は18,629円で、前年(17,415円)に比べ1,214円の増となった。また、現行ベース(交渉前の平均賃金)に対する賃上げ率は5.52%で、前年(5.33%)に比べ0.19ポイントの増となった。賃上げ額、賃上げ率はともに昨年を上回った。

##### ② 夏季一時金 (厚生労働省 令和7年民間主要企業夏季一時金妥結状況)

民間主要企業342社の夏季一時金の平均妥結額(加重平均)は946,469円で、前年に比べ47,715円(5.31%)増加した。

##### ③ 年末一時金 (厚生労働省 令和7年民間主要企業年末一時金妥結状況)

民間主要企業330社の年末一時金の平均妥結額(加重平均)は957,184円で、前年に比べ65,724円(7.37%)増加した。

### <県内情勢>

#### (1) 雇用動向 (厚生労働省大分労働局「大分県の雇用情勢(令和7年12月分)」)

令和7年12月の有効求人倍率(季節調整値)は、前月を0.01ポイント下回る1.20倍となった。

#### (2) 労働組合の組織動向 (県雇用労働室「労働組合基礎調査結果(令和7年6月30日現在)」)

令和7年の労働組合数は437組合、組合員数は64,570人で、前年に比べ組合数は2組合の減、組合員数は369人(0.6%)の減となった。県内の非単位組合及び非独立組合員を含めた組合員数は71,678人で、前年に比べ494人減少し、推定組織率は14.1%(概算値)となり、前年に比べ0.1ポイント下回った。

また、パートタイム労働者の労働組合員数は7,089人で、前年に比べ10人(0.1%)減少し、全組合員数に占める割合は9.9%となり、前年に比べ0.1ポイント上回った。

### 第3章 審査・調整の実施状況（令和7年）

#### 1 不当労働行為事件

該当なし

#### 2 調整事件

##### （1）労働争議の調整

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
令和7年 (調) 第1号	あっせん	(変更前) ・不誠実団交の是正 ・退職に際して有給休暇の買取約束の履行 (変更後) ・退職までの未払い残業代の支払い ・不払いインセンティブ報酬相当額の支給を追加	7.3.21	2回	1回	78日	7.6.6	打切り	
令和7年 (調) 第2号	あっせん	(変更前) ・時間外労働未払い賃金の有無 ・事務職の皆勤手当の格差是正 ・決算書の提出 (変更後) ・時間外労働未払い賃金の支払い ・皆勤手当の職種間格差の是正 ・決算書の提出	7.9.11	2回	2回	86日	7.12.5	解決	
令和7年 (調) 第3号	あっせん	・産業医意見書・勧告書の開示と遵守確認 ・職場環境の改善 ・賞与減額分の追給と根拠の開示 ・有給休暇の付与 ・団体交渉における誠実対応	7.11.12	2回	—	—	—	—	繰越

## (2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区分	あっせん事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
令和7年 (個) 第1号	あっせん	・解決金の支払い	7.4.5	2回	1回	77日	7.6.20	解決	
令和7年 (個) 第2号	あっせん	・突然の解雇に対する謝罪 ・退職届の撤回 ・解決金の支払い	7.4.10	2回	1回	77日	7.6.25	解決	
令和7年 (個) 第3号	あっせん	・解決金の支払い	7.4.12	2回	—	80日	7.6.30	打切り	
令和7年 (個) 第4号	あっせん	・雇用の継続及び地位確認 ・会社都合により生じた(じる)逸失利益及び未払賞与の支払い	7.9.18	2回	—	55日	7.11.11	取下げ	
令和7年 (個) 第5号	あっせん	・有給休暇の残日数の確認等 ・解決金の支払い	7.11.11	2回	—	42日	7.12.22	打切り	

※処理日数は、申請年月日（当日含む）から終結年月日（当日含む）までの日数をいう。

## 第4章 審査関係

### 第1節 不当労働行為事件

#### 1 概 況

労働組合法に規定する不当労働行為事件について、令和7年中の新規申立てはなかった。

#### (事件の件数及び平均所要日数)

過去5年間における事件の件数及び平均所要日数の推移は、次のとおりである。

※令和3年以降は取扱事件なし。

区分 年	終 結 区 分								総 数	
	命令・決定		関与和解		無関与和解		取 下			
	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数
3										
4										
5										
6										
7										
1件当り 平 均										

#### 2 不当労働行為事件取扱一覧表

該当なし

#### 3 事件の概要

##### (1) 終結事件

該当なし

##### (2) 繰越事件

該当なし

##### (3) 証人等出頭命令申立て

該当なし

##### (4) 再審査事件

該当なし

##### (5) 行政訴訟事件

該当なし

#### 4 審査の期間の目標及び審査の実施状況

##### (1) 審査の期間の目標

労働組合法第27条の18に規定する審査の期間（和解の勧奨に要する期間は除く。）の目標は、大分県労働委員会規則第9条の規定により、次のとおりとする。

- ① 労働組合法第7条第1号、第3号及び第4号に掲げる行為に係る事件並びに同条第1号から第4号までに掲げる行為が複合した事件 360日
- ② 同法第7条第2号に掲げる行為のみに係る事件 100日

##### (2) 審査の実施状況

令和7年中に審査を実施した事件はなかった。

#### 第2節 労働組合の資格審査

##### 1 概 況

労働委員会規則第22条の規定に基づく「組合資格審査」について、令和7年中の新規申請は3件であった。  
うち2件は適合、1件は取下げで終結している。

##### 2 労働組合資格審査取扱一覧表

No.	審査番号	組 合 名	組 合 員 数	申 請 年 月 日	申 請 事 由	終 結 年 月 日	終 結 状 況
1	令和7年 第1号	X1組合	1,727	7.10.2	委員推薦	7.11.11	適合
2	令和7年 第2号	X2組合	222	7.10.7	委員推薦	7.11.11	適合
3	令和7年 第3号	X3組合	750	7.10.15	法人登記	7.12.1	取下げ

## 第5章 調整関係

### 第1節 労働争議の調整

#### 1 概 況

労働関係調整法に規定する「あっせん」、「調停」、「仲裁」について、令和7年の取扱状況は、次のとおりである。

##### (1) 取扱件数

令和7年の取扱件数は新規取扱3件であり、全てあっせんであった。

##### (2) 申請者別、主要調整事項別、産業別申請状況（新規取扱分）

- ① 新規取扱の3件については、申請者別では合同労組から2件、企業内組合から1件の申請によるものであった。
- ② 主要調整事項別では、「その他」が3件となっている。
- ③ 産業別では、「各種商品卸売業」「廃棄物処理業」「輸送用機械器具製造業」が各1件となっている。

##### (3) 終結状況

取扱事件3件については、1件が解決、1件が打ち切りで終結し、1件が係属中である。

##### (4) 終結事件処理日数

終結事件2件の延べ処理日数は164日であり、平均処理日数は82.0日であった。

#### 【過去10年の取扱状況】

##### (1) 取扱件数

区分		年										計
		H28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7	
新規申請	あ っ せ ん	1		2	2		2	2	3	3	3	18
	調 停											
	仲 裁											
	小 計	1	0	2	2	0	2	2	3	3	3	18
前年からの繰越（あっせん）									1			-
取 扱 件 数		1	0	2	2	0	2	2	4	3	3	-

(2) 申請者別、主要調整事項別、産業別申請状況

① 申請者別申請件数

区分	年										
	H28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7	計
組合申請	1		1	2		2	2	3	3	3	17
使用者申請			1								1
双方申請											
職権											
合計	1	0	2	2	0	2	2	3	3	3	18

② 主要調整事項別申請件数

区分	年										
	H28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7	計
経済的事項	賃上げ										0
	一時金						1		1		2
	解雇手当			1							1
	その他									2	2
	小計	0	0	1	0	0	0	1	0	1	2
非経済的事項	労働協約										0
	解雇	1					1	1	1		4
	配置転換・出向										0
	団交促進				1			1			2
	その他			1	1		2		1	1	1
小計	1	0	1	2	0	2	1	3	2	1	13
合計	1	0	2	2	0	2	2	3	3	3	18

### ③産業別申請件数

区分	年										
	H28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7	計
< 建設業 >	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
総合工事業			1								1
設備工事業						1					1
< 製造業 >	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
輸送用機械器具製造業										1	1
その他の製造業				1							1
< 情報通信業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信業											0
< 運輸業、郵便業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路旅客運送業											0
道路貨物運送業											0
郵便業											0
< 卸売業・小売業 >	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
各種商品卸売業										1	1
飲食料品卸売業	1										1
各種商品小売業											0
飲食料品小売業											0
その他の小売業											0
< 不動産業、物品賃貸業 >								1			1
物品賃貸業								1			1
< 宿泊業・飲食サービス業 >	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
宿泊業											0
飲食店				1							1
< 教育・学習支援業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
学校教育									1		1
< 医療、福祉 >	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	3
医療業			1					1			2
社会保険・社会福祉・介護事業							1				1
< サービス業（他に分類されないもの） >	0	0	0	0	0	1	1	1	2	1	6
自動車整備業											0
廃棄物処理業						1	1	1	2	1	6
その他の事業サービス業											0
その他のサービス業											0
合計	1	0	2	2	0	2	2	3	3	3	18

### (3) 終結状況・解決率

区分	年										
	H28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7	計
解決	1			1		2	1	3	1	1	10
打ち切り			1						2	1	4
取下げ				1				1			2
労委規則第65条第2項 (不開始)			1								1
合計	1	0	2	2	0	2	1	4	3	2	17
解決率(%)	100.0	-	0.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	33.3	50.0	71.4

注1) 解決率の計算は以下のとおりである。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

注2) 被申請者があっせんに応じなかった場合については、令和元年(平成31年)から不参加による「打ち切り」に計上(以前は「労委規則第65条第2項(不開始)」に計上)。

### (4) 終結事件処理日数

区分	年										
	H28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7	計
10日以下											0
11～20日			1					1			2
21～30日											0
31～60日				2				1	1		4
61～90日	1					2		2		2	7
91日以上			1				1		2		4
件数計	1	0	2	2	0	2	1	4	3	2	17
延べ処理日数	76	-	115	109	-	176	113	205	400	164	1,358
1件当たり平均処理日数	76.0	-	57.5	54.5	-	88.0	113.0	51.3	133.3	82.0	79.9

## 2 労働争議調整事件取扱一覧表

NO	事件番号	申請者	申請年月日	業種	調整事項	あっせん員 (公) (労) (使)	調整経過	終結年月日	処理日数	終結状況	担当職員
1	令和7年(調)第1号	労	7.3.21 (電子申請)	各種商品卸売業	(変更前) ・不誠実団交の是正 ・退職に際して有給休暇の買取約束の履行 (変更後) ・退職までの未払い残業代の支払い ・不払いインセンティブ報酬相当額の支給 を追加	深田原口寺司	7.4.2 事前調査(申請者) 7.5.8 事前調査(被申請者) 7.6.6 第1回あっせん	7.6.6	78日	打切り	安藤帆足山田
2	令和7年(調)第2号	労	7.9.11	廃棄物処理業	(変更前) ・時間外労働未払い賃金の支払いの有無 ・事務職の皆勤手当の格差是正 ・賃金交渉において会社側の利益が不明なため、決算書の提出を求める (変更後) ・これまでの時間外労働分の未払い賃金を支払うこと ・皆勤手当の職種間格差を是正すること ・賃金交渉において会社側の利益が不明なため、決算書の提出を求める	清水原口白川	7.9.26 事前調査(申請者) 7.10.8 事前調査(被申請者) 7.10.27 第1回あっせん 7.12.5 第2回あっせん	7.12.5	86日	解決	山田安藤
3	令和7年(調)第3号	労	7.11.12	輸送用機械器具製造業	・産業医意見書・勧告書の開示と遵守確認 ・職場環境の改善 ・賞与減額分の追給と根拠の開示 ・有給休暇の付与 ・団体交渉における誠実対応	堀江新宮高野	7.11.12 事前調査(申請者) 7.12.1 第2回事前調査(申請者) 7.12.2 事前調査(被申請者)	—	—	—	三重野清水

注) 処理日数は、申請年月日(当日含む)から終結年月日(当日含む)までの日数をいう。

### 3 事件の概要

#### (1) 令和7年(調)第1号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 1 労働組合
	被申請者 (使用者側)	Y 1 株式会社 (各種商品卸売業)
申請年月日		令和7年3月21日
終結年月日		令和7年6月6日 (処理日数 78日)
終結区分		打切り
調整事項		(変更前)・不誠実団交の是正 ・退職に際して有給休暇の買取約束の履行 (変更後)・退職までの未払い残業代の支払い ・不払いインセンティブ報酬相当額の支給 を追加
あっせん員		深田茂人(公)、原口享子(労)、寺司志保美(使)
<p>1 事件の概要</p> <p>被申請者の従業員が退職勧奨に応じる際、余っている有給休暇を被申請者が買取ることを条件としたが支払われなかったことから、従業員は申請者に加入し、団体交渉を行った。ところが、2回目の団体交渉以降、代理人弁護士のみ出席して社長が出席しないことから、申請者から有給休暇の買取り約束の履行及び不誠実団交の是正を求める申請があったもの。</p> <p>その後、労基署へ相談していた2点(退職までの未払い残業代の支払い及び不払いインセンティブ報酬相当額の支給)について、労基署から「取り扱わない」との回答があったことを受け、調整事項の追加申請があったもの。</p> <p>2 あっせんの経緯及び結果</p> <p>令和7年4月2日 事前調査(申請者) 5月8日 事前調査(被申請者) 6月6日 第1回あっせん</p> <p>あっせん当初から被申請者は、団体交渉に誠実に対応していること及び申請者組合員は管理監督者であることから残業代は発生しない旨を主張し、組合員に対して金銭は一切支払わないとの姿勢であり、歩み寄りが全く見られなかった。</p> <p>また、被申請者側のあっせん参加は代理人弁護士のみであり、対応案を提示しても最終決定権を持つ代表者と一切連絡が取れなかったことから、あっせん員協議のうえ、これ以上のあっせん継続は困難と判断し、打切りを決定、事件は終結した。</p>		

(2) 令和7年(調)第2号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 2 労働組合
	被申請者 (使用者側)	株式会社Y 2 (廃棄物処理業)
申請年月日		令和7年9月11日
終結年月日		令和7年12月5日 (処理日数 86日)
終結区分		解決
調整事項		(変更前) ・時間外労働未払い賃金の支払いの有無 ・事務職の皆勤手当の格差是正 ・賃金交渉において会社側の利益が不明なため、決算書の提出を求める (変更後) ①これまでの時間外労働分の未払い賃金を支払うこと ②皆勤手当の職種間格差を是正すること ③賃金交渉において会社側の利益が不明なため、決算書の提出を求める
あっせん員		清水立茂(公)、原口享子(労)、白川憲一(使)
<p>1 事件の概要 申請者は令和5年設立の労働組合で、設立以降、職場環境改善のため、調整事項について団体交渉を重ねたが解決しないため、あっせん申請があったもの。</p> <p>2 あっせんの経緯及び結果 令和7年9月26日 事前調査(申請者) 10月8日 事前調査(被申請者) 10月27日 第1回あっせん 12月5日 第2回あっせん</p> <p>第1回あっせんでは、調整事項①を優先的に解決したいとの申請者の希望があったことから、①について重点的に話をした。被申請者は「指揮命令下ではなく、社員が自主的に行っていたことで、未払い賃金は存在しない」と主張していたが、金銭解決の意思があると確認できたことから、次回のあっせんを行うこととした。</p> <p>第1回あっせん終了後、第2回あっせんまでの間に、当事者間で自主交渉を行い、「本日までの時間外勤務の未払い賃金分の精算として、組合員の給与月額に労使間で合意した金額を加算すること」及び「36協定を締結すること」の2点について合意していた。</p> <p>第2回のあっせんは、冒頭で自主交渉にて合意済の内容について確認を行った後、申請者が別に求める「ア 決算書の開示」「イ 就業規則の改正の際は労働組合と協議すること」について被申請者に要求した。</p> <p>その結果、イは合意を得た一方、アについては、あっせん員の説得も実らず、今回は合意には至らなかった。しかしながら、申請者がアについては今後の団体交渉の中で引き続き求めていくこととし、自主交渉で合意した部分とイのみであっせん協定書を締結することで同意したことから、解決で終結した。</p>		

(3) 令和7年(調)第3号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 3 労働組合
	被申請者 (使用者側)	株式会社Y 3 (輸送用機械器具製造業)
申請年月日	令和7年11月12日	
終結年月日		
終結区分		
調整事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・産業医意見書・勧告書の開示と遵守確認</li><li>・職場環境の改善</li><li>・賞与減額分の追給と根拠の開示</li><li>・有給休暇の付与</li><li>・団体交渉における誠実対応</li></ul>	
あっせん員	堀江貴陽子(公)、新宮高志(労)、高野浩子(使)	
<p>1 事件の概要 以前申請者組合員が受けたパワハラに関し、産業医が被申請者に提出した意見書・勧告書の開示、及び病気休職から復職後の職場環境の改善を求めてあっせん申請があったもの。 あわせて、令和5年の冬賞与減額措置について減額分の追給とその根拠の開示、休職のため付与されなかった有給休暇の付与、団体交渉における誠実対応を求めて申請を行ったもの。</p> <p>2 あっせんの経緯及び結果 令和7年11月12日 事前調査(申請者) 12月1日 第2回事前調査(申請者) 12月2日 事前調査(被申請者)</p>		

## 第2節 個別労働関係紛争のあっせん事件

### 1 概況

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第20条に規定するあっせん事件について、令和7年の取扱状況は次のとおりである。

#### (1) あっせん事件取扱件数

令和7年の取扱件数は、新規申請が5件であった。

#### (2) 申請者別、あっせん事項別、産業別申請状況（新規取扱分）

- ① 新規取扱の5件については、申請者別では、全てが「労働者からの申請」によるものであった。
- ② あっせん事項別では、「経営または人事」が2件、「賃金等」及び「労働条件等」が各1件、「その他」が4件であった。
- ③ 産業別では、「その他の事業サービス業」が2件、「飲食料品卸売業」、「各種商品小売業」及び「設備工事業」が各1件であった。

#### (3) 終結状況

取扱事件5件のうち、解決で終結したものが2件、打切りが2件、取下げが1件であった。

#### (4) 終結事件処理日数

終結事件5件の延べ処理日数は331日、平均日数は66.2日であった。

### 【過去10年の取扱状況】

#### (1) あっせん事件取扱件数

区分 \ 年	年										計
	H28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7	
新規申請	1	2	0	2	1	2	1	1	1	5	16
前年からの繰越			1		1						-
取扱件数	1	2	1	2	2	2	1	1	1	5	-

#### (2) 申請者別、あっせん事項別、産業別申請状況

##### ① 申請者別申請件数

区分 \ 年	年										計
	H28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7	
労働者申請	1	2	0	2	1	2	1	1	1	5	16
使用者申請											0
双方申請											0
合計	1	2	0	2	1	2	1	1	1	5	16

②あっせん事項別申請件数

区分	年										計
	H28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7	
新規申請件数	1	2	0	2	1	2	1	1	1	5	16
経営または人事	0	4	0	3	1	2	1	1	1	2	15
解雇		1		1		1		1	1	2	7
配置転換、出向・転籍							1				1
復職		1									1
退職		1									1
勤務延長、再雇用											0
その他経営または人事		1		2	1	1					5
賃金等	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	4
賃金未払い										1	1
賃金増額											0
賃金減額				1		1					2
一時金	1										1
退職一時金											0
解雇手当											0
諸手当											0
その他賃金											0
労働条件等	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	3
年次有給休暇										1	1
時間外労働											0
安全・衛生											0
労働保険											0
その他の労働条件等				1	1						2
職場の人間関係	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
セクハラ											0
嫌がらせ					1		1				2
その他	0	1	0	0	0	1	0	0	0	4	6
その他		1				1				4	6
総計	1	5	0	5	3	4	2	1	1	8	30

注) 件数は、1件あたり複数の項目があるため、申請件数とは一致しない。

### ③産業別申請件数

区分	年										
	H28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7	計
< 建設業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
総合工事業											0
設備工事業										1	1
< 製造業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
輸送用機械器具製造業											0
その他の製造業											0
< 情報通信業 >	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
通信業	1										1
< 運輸業、郵便業 >	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	3
道路旅客運送業		1									1
道路貨物運送業		1									1
郵便業						1					1
< 卸売業・小売業 >	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	4
各種商品卸売業											0
飲食料品卸売業										1	1
各種商品小売業										1	1
飲食料品小売業						1					1
その他の小売業								1			1
< 不動産業、物品賃貸業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物品賃貸業											0
< 宿泊業・飲食サービス業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宿泊業											0
飲食店											0
< 生活関連サービス業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
洗濯・理容・美容・浴場業											0
娯楽業											0
< 教育・学習支援業 >	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
学校教育							1				1
< 医療、福祉 >	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	3
医療業				2							2
社会保険・社会福祉・介護事業									1		1
< サービス業（他に分類されないもの） >	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3
自動車整備業											0
廃棄物処理業											0
その他の事業サービス業					1					2	3
その他のサービス業											0
合 計	1	2	0	2	1	2	1	1	1	5	16

(3) 終結状況・解決率

区分	年										
	H28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7	計
解決			1	1			1	1	1	2	7
打ち切り		1			2	2				2	7
取下げ										1	1
不開始	1										1
合計	1	1	1	1	2	2	1	1	1	5	16
解決率(%)	-	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0

注1) 解決率の計算は以下のとおりである。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

注2) 被申請者があつせんに応じなかった場合については、令和元年(平成31年)から不参加による「打ち切り」に計上(以前は「不開始」に計上)

(4) 終結事件処理日数

区分	年										
	H28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7	計
10日以下											0
11～20日											0
21～30日	1										1
31～60日		1			1	2		1	1	2	8
61～90日				1	1					3	5
91日以上			1				1				2
件数計	1	1	1	1	2	2	1	1	1	5	16
延べ処理日数	30	59	118	66	122	83	108	59	55	331	1,031
1件当たり平均処理日数	40.0	30.0	59.0	118.0	66.0	41.5	108.0	59.0	55.0	66.2	64.4

## 2 個別労働関係紛争事件取扱一覧表

NO	事件番号	申請者	申請年月日	業種	あつせん事項	あつせん員 (公) (労) (使)	調整経過	終結年月日	処理日数	終結状況	担当職員
1	令和7年 (個) 第1号	労	7.4.5 (電子申請)	飲食料 品卸売 業	・解決金の支払い	堀江 石本 藤野	7.4.11 事前調査(申請者) 7.5.12 事前調査(被申請者) 7.6.20 第1回あつせん	7.6.20	77日	解決	清水 安藤
2	令和7年 (個) 第2号	労	7.4.10 (電子申請)	各種商 品小売 業	・突然の解雇に対する謝罪 ・退職届の撤回 ・解決金の支払い	後藤 山本 高野	7.4.10 事前調査(申請者) 7.5.7 事前調査(被申請者) 7.6.25 第1回あつせん	7.6.25	77日	解決	三重野 帆足 山田
3	令和7年 (個) 第3号	労	7.4.12 (電子申請)	その他の 事業 サービス 業	・解決金の支払い	堀江 石本 藤野	7.4.11 事前調査(申請者) 7.6.16 事前調査(被申請者)	7.6.30	80日	打切り	清水 安藤
4	令和7年 (個) 第4号	労	7.9.18 (電子申請)	設備工 事業	・雇用の継続及び地位確認 ・会社都合で勤務日や勤務時間の提示がなかった。減らされたことにより発生した(する)逸失利益及び未払賞与の支払い	深田 石本 高野	7.9.18 事前調査(申請者) 7.9.29 事前調査(被申請者)	7.11.11	55日	取下げ	三重野 安藤
5	令和7年 (個) 第5号	労	7.11.11	その他の 事業 サービス 業	・有給休暇を違法に消化されたことに伴う「有給休暇の残日数」の確認等 ・慰謝料などの解決金の支払い	後藤 原口 熊野御堂	7.11.18 事前調査(申請者) 7.12.8 事前調査(被申請者)	7.12.22	42日	打切り	安藤 清水 山田

注) 処理日数は、申請年月日(当日含む)から終結年月日(当日含む)までの日数をいう。

### 3 事件の概要

#### (1) 令和7年(個)第1号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 1
	被申請者 (使用者側)	Y 1 株式会社 (飲食料品卸売業)
申請年月日	令和7年4月5日	
終結年月日	令和7年6月20日 (処理日数 77日)	
終結区分	解決	
あっせん事項	・解決金の支払い	
あっせん員	堀江貴陽子(公)、石本健二(労)、藤野久信(使)	
<p>1 事件の概要</p> <p>申請者は直属の上司から解雇と言われた。仕事をするができなくなったため、上司に対して解雇理由通知書の交付を求めたが、交付されないまま1か月後に、「出せない」との回答があった。</p> <p>東京の本社に問い合わせたところ、当該上司には人事権限がなく、解雇にはなっていないが、申請者は出勤していないので給与は支払わない等の説明を受けたことから、会社側に解決金の支払いを求める申請があったもの。</p> <p>2 あっせんの経緯及び結果</p> <p>令和7年4月11日 事前調査(申請者) 5月12日 事前調査(被申請者) 6月20日 第1回あっせん</p> <p>あっせんでは、被申請者側からも和解に向けて一定の解決金の支払いを受容する意思があったが、当初は双方の主張する金額に隔たりが大きく、歩み寄りの姿勢が見られなかったため、調整が難航した。</p> <p>そこで、あっせん員が双方に対して粘り強く説得を続けたことで、双方の歩み寄りを引き出し、解決金に折り合いがついたことから、最終的に協定書を締結し、解決で終結した。</p>		

(2) 令和7年(個)第2号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 2
	被申請者 (使用者側)	株式会社 Y 2 (各種商品小売業)
申請年月日	令和7年4月10日	
終結年月日	令和7年6月25日 (処理日数 77日)	
終結区分	解決	
あっせん事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突然の解雇に対する謝罪</li> <li>・退職届の撤回</li> <li>・解決金の支払い</li> </ul>	
あっせん員	後藤素子(公)、山本悦子(労)、高野浩子(使)	
<p>1 事件の概要</p> <p>自己都合退職の強要及び職場でのいじめ等について労使間で争いがあり、大分労働局の紛争調整委員会にあっせんを申請したところ、被申請者があっせんに応じず打切りとなったため、申請者から「解雇に対する謝罪」及び「退職届の撤回」、「解決金の支払い」を求める申請があったもの。</p> <p>2 あっせんの経緯及び結果</p> <p>令和7年4月10日 事前調査(申請者) 5月7日 事前調査(被申請者) 6月25日 第1回あっせん</p> <p>あっせんでは申請者が当初から金銭による解決を希望し、被申請者側も同様の意向を示したことから、和解の方向性については概ね一致した。しかしながら、双方の主張する金額の根拠が異なるために金額に大きな隔たりがあり、調整が難航した。</p> <p>そこで、あっせん員が双方に対し粘り強く説得を行い、申請者も被申請者の提示した額を受け入れる意向を示したことから最終的に協定書を締結し、解決で終結した。</p>		

(3) 令和7年(個)第3号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 3
	被申請者 (使用者側)	株式会社 Y 3 (その他の事業サービス業)
申請年月日	令和7年4月12日	
終結年月日	令和7年6月30日 (処理日数 80日)	
終結区分	打切り	
あっせん事項	・解決金の支払い	
あっせん員	堀江貴陽子(公)、石本健二(労)、藤野久信(使)	
<p>1 事件の概要 採用面接後、試用として1日労働をしたが、労働契約書を提示されないまま翌日には解雇されたとして、申請者から「解決金の支払い」を求める申請があったもの。</p> <p>2 あっせんの経緯及び結果 令和7年4月11日 事前調査(申請者) ※申請書に不備があり、補正に約2か月要したもの 6月16日 事前調査(被申請者)</p> <p>申請者は労基署や労働局へ相談しており、被申請者はそれぞれから事情聴取を受けたものの、特に指導等を受けることなく、申請者にもその旨説明済みであるという回答をもらっていたことから、会社側に非はないとしてあっせんに応じない姿勢を示した。</p> <p>このため、被申請者に対しあっせん員からあっせん参加をするよう説得を試みたが、上記理由から一貫してあっせんを拒否し続けたため、あっせん員協議のうえ打切りを決定し、事件は終結した。</p>		

(4) 令和7年(個)第4号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 4
	被申請者 (使用者側)	株式会社 Y 4 (設備工事業)
申請年月日	令和7年9月18日	
終結年月日	令和7年11月11日 (処理日数 55日)	
終結区分	取下げ	
あっせん事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の継続及び地位確認</li> <li>・会社都合で勤務日や勤務時間の掲示がなかった・減らされたことにより発生した(する)逸失利益及び未払賞与の支払い</li> </ul>	
あっせん員	深田茂人(公)、石本健二(労)、高野浩子(使)	
<p>1 事件の概要</p> <p>申請者は、社長から翌月末をもって雇用契約を打ち切る旨伝達され、退職届へのサインを求められたが拒否した上で、会長には退職の意思がない旨を伝えた。</p> <p>その後、会社がシフトを提示してくれなかったものの、引き続き会社で働きたいという意志があったため、雇用の継続及び地位確認を求めてあっせんの申請を行ったものである。またシフトの提示があり、就労すれば得られたはずの利益分の支払いを求め、合わせてあっせん事項として申請したものである。</p> <p>2 あっせんの経緯及び結果</p> <p>令和7年9月18日 事前調査(申請者)</p> <p>9月29日 事前調査(被申請者)</p> <p>被申請者は、申請者に雇用契約の打ち切りを伝えたところ、申請者が自ら「今日付けで辞める」と言って出て行ったものであり、シフトを入れなかったのは本人が辞めると言ったり辞めないと言ったりして、会社としてどうすれば良いか分からなかったからであると主張した。</p> <p>あっせんについては、双方に認識の違いがあることから、応諾を判断する前に当事者同士で話し合いを行いたい旨、被申請者から申し出があった。</p> <p>その後、当事者同士での話し合いが行われ、最終的に雇用の継続で合意したことから、令和7年11月11日付けで取下げでの終結となった。</p>		

(5) 令和7年(個)第5号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 5
	被申請者 (使用者側)	Y 5 株式会社 (その他の事業サービス業)
申請年月日		令和7年11月11日
終結年月日		令和7年12月22日 (処理日数 42日)
終結区分		打切り
あっせん事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・有給休暇を違法に消化されたことに伴う「有給休暇の残日数」の確認等</li> <li>・有給休暇を違法に消化されたことに対する慰謝料などの解決金の支払い</li> </ul>
あっせん員		後藤素子(公)、山本悦子(労)、熊埜御堂康昭(使)
<p>1 事件の概要</p> <p>申請者が3月の有給休暇を確認したところ、自身の勤務を割り振られていない日が、被申請者によって申請者の承諾なく有給休暇として処理されており、さらに支払われていた日額が雇用契約書に記載された日額より低い金額であった。</p> <p>申請者は被申請者に対し、有給休暇の復元と現時点での有給休暇の残日数確認を求めたが、誠実な回答が得られないなど被申請者側の不誠実な対応により、申請者は有給休暇を使用して関係機関への相談・確認に対応することになった。また有給休暇の残日数が明確でないため、計画的な有給休暇取得ができない状況が続いていた。</p> <p>申請者は労働基準監督署に相談していたが、これを取り下げて、「有給休暇を違法に消化されたことに伴う有給休暇の残日数の確認等」及び「有給休暇を違法に消化されたことに対する慰謝料などの解決金の支払い」をあっせん事項として申請した。</p> <p>2 あっせんの経緯及び結果</p> <p>令和7年11月18日 事前調査(申請者)</p> <p>12月8日 事前調査(被申請者)</p> <p>当初、申請者が労基署へ相談したことから、被申請者は10月に労基署から是正勧告を受けており、対応する予定であった。しかし勧告が出ていたにもかかわらず、申請者が相談を取り下げてあっせん申請したことで、被申請者は申請者の意図を明確に理解できない状況にあった。</p> <p>被申請者は労基署の勧告を受け入れる形で申請者からの回答を待つ立場であり、今後は申請者と自主的に交渉するからあっせんには応じないとの姿勢を示した。あっせん員による説得を試みたが、被申請者は自主交渉による解決を希望したため、参加の見込みはないと判断し、あっせん員で協議のうえ打切りを決定し、事件は終結した。</p>		

### 第3節 争議行為予告及び労働争議実情調査

#### 1 争議行為予告

労働関係調整法第37条による公益事業の争議行為予告は35件で、うち当労委が直接受理したものは2件（13番、29番）であった。

#### 争議行為予告一覧表

番号	受付月日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
	予告月日				
1	2.14	国鉄労働組合	陸上旅客	2025年4月1日以降の賃金引上げ等	中労委
	2.25～				
2	2.14	全日本建設交通一般労働組合	道路貨物	2025年春闘（賃金の引上げ等）及び夏季一時金闘争	〃
	2.27～				
3	2.19	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	医 療	2025年統一要求（増員、非正規雇用労働者の不合理な待遇差解消等）	〃
	3.10～				
4	2.19	日本トランスオーシャン航空乗員組合	航 空	賃金、一時金、勤務等に関する要求	〃
	3.12～				
5	2.21	全国電力関連産業労働組合総連合	電 気	2025春季生活闘争（賃金、賞与、労働協約改定）	〃
	3.7～				
6	2.27	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	賃金引上げ、賃金制度の確立・改善の取組み、最低賃金協定の締結の取組み等	〃
	3.14～				
7	2.27	エヌ・ティ・ティ労働組合	通 信	賃金をはじめとする要求等	〃
	3.11～				
8	2.28	全日本空輸乗員組合	航 空	2025年度ベースアップに関する要求、再雇用嘱託社員期末一時金に関する要求	〃
	3.18～				
9	2.28	全日本赤十字労働組合連合会	医 療	全日赤 2025年春闘統一要求	〃
	3.13～				
10	2.28	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	2025年春闘要求	〃
	3.18～				
11	2.28	全日本国立医療労働組合	医 療	25春闘賃金・労働条件改善に関わる要求	〃
	3.13～				
12	2.28	日本航空株式会社（相手方：日本航空キャビンクルーユニオン）	航 空	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	〃
	3.18～				
13	2.28	大分県医療・福祉労働組合連合会	医 療	2025年春闘統一要求	大分労委
	3.12～				
14	3.3	日本私鉄労働組合総連合会	陸上旅客	月例賃上げ要求、年間臨時給要求等	中労委
	3.14～				

番号	受付月日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
	予告月日				
15	3. 3	ロジスティード労働組合	道路貨物	賃金引上げ、一時金引上げ	中労委
	3. 19～				
16	3. 4	ANAウイングス乗員組合	航 空	労働条件に関する要求	"
	3. 21～				
17	3. 5	日本航空乗員組合	航 空	賃金に関する特別要求	"
	3. 18～				
18	3. 5	日本航空株式会社 (相手方：日本航空乗員組合)	航 空	日本航空乗員組合が行う争議行為に対抗	"
	3. 18～				
19	3. 7	全国港湾労働組合連合会	港 湾	賃上げ、産業別協定の全港・全職種適用、雇用確保等	"
	3. 19～				
20	5. 21	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	一時金の要求、雇用対策と労働協約の取り組み等	"
	6. 6～				
21	6. 2	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	2025年夏闘要求	"
	6. 20～				
22	6. 4	全日本空輸乗員組合	航 空	MFFに関する要求	"
	6. 20～				
23	6. 6	日本航空株式会社 (相手方：日本航空キャビンクルーユニオン)	航 空	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	"
	6. 20～				
24	6. 6	全日本港湾労働組合関西地方本部	港 湾	2025年夏季一時金要求	"
	6. 17～				
25	6. 6	日本航空乗員組合	航 空	賃金に関する特別要求	"
	6. 20～				
26	6. 9	日本航空株式会社 (相手方：日本航空乗員組合)	航 空	日本航空乗員組合が行う争議行為に対抗	"
	6. 20～				
27	8. 25	全日本赤十字労働組合連合会	医 療	全日赤 2025年度統一要求	"
	9. 5～				
28	10. 8	全日本国立医療労働組合	医 療	1 2025年度増員要求 2 2025年度秋闘賃金・労働条件改善に関する要求	"
	11. 6～				
29	10. 23	大分県医療・福祉労働組合連合会	医 療	2025年秋闘統一要求	大分労委
	11. 5～				
30	10. 28	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	2025年年末要求	中労委
	11. 21～				
31	10. 30	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	年末一時金闘争の取組、雇用対策の取組等	"
	11. 14～				

番号	受付月日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
	予告月日				
32	10. 31	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	医 療	人材確保、賃金引き上げ、一時金の上乗せ等の要求等	中労委
	11. 21～				
33	11. 5	日本航空株式会社（相手方：日本航空キャビンクルーユニオン）	航 空	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	"
	11. 21～				
34	11. 5	全日本港湾労働組合関西地方本部	港 湾	冬季一時金要求	"
	11. 19～				
35	11. 10	日本私鉄労働組合総連合会	陸上旅客	2025 年秋季年末闘争における治療と仕事の両立支援のための環境整備、育児介護におけるさらなる環境整備等	"
	11. 22～				

## 2 労働争議実情調査

労働委員会規則第62条の2に基づく「労働争議の実情調査（労働争議が発生するおそれがある状態も含む）」のうち、県内に係るものは、前年から繰越したものが1件、令和7年中に争議行為予告があったものが40件で、計41件であった。

### 労働争議実情調査一覧表

番号	受付 月日	組 合 名	争 議 項 目	争議行為 の有無	調 査 月 日	終 結 状 況	備 考
1	6.10.24	宇佐病院労働組合	2024年度秋闘統一要求	無	7.23	解決	6-30
2	2.14	全日本建設交運一般労働組合大分県本部日田支部	2025年春闘（賃金の引上げ等）及び夏季一時金闘争	無	4.15	打切	2
3	2.19	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	2025年統一要求（増員、非正規雇用労働者の不合理な待遇差解消等）	有	4.22	解決	3
4	2.27	豊後通運労働組合	賃金引上げ、賃金制度の確立・改善の取組み、最低賃金協定の締結の取組み等	無	7.7	解決	6
5	〃	東久大通運労働組合	〃	無	〃	〃	〃
6	〃	臼杵運送労働組合	〃	無	〃	〃	〃
7	〃	大分海陸労働組合	〃	無	〃	〃	〃
8	〃	大分運輸労働組合	〃	無	〃	〃	〃
9	〃	江藤運輸労働組合	〃	無	〃	〃	〃
10	2.28	大分赤十字病院労働組合	全日赤2025年春闘統一要求	無	7.23	解決	9
11	2.28	全日本国立医療労働組合大分医療センター労働組合	25春闘賃金・労働条件改善に関する要求	有	R8.1.5	繰越	11
12	〃	全日本国立医療労働組合別府医療センター労働組合	〃	有	〃	〃	〃
13	〃	全日本国立医療労働組合西別府病院労働組合	〃	有	〃	〃	〃
14	2.28	大分県医療生協労働組合	2025年春闘統一要求	無	8.19	解決	13
15	〃	宇佐病院労働組合	〃	無	〃	〃	〃
16	〃	山本病院労働組合	〃	無	4.21	〃	〃
17	〃	佐藤病院労働組合	〃	無	4.7	〃	〃
18	3.3	大分交通労働組合	月例賃上げ要求、年間臨時給要求等	無	3.26	解決	14
19	〃	大分バス労働組合	〃	無	〃	〃	〃
20	〃	日田バス労働組合	〃	無	〃	〃	〃
21	〃	亀の井バス労働組合	〃	無	〃	〃	〃
22	5.21	豊後通運労働組合	一時金の要求、雇用対策と労働協約の取組み等	無	10.20	解決	20

事件 番号	受付 月日	組 合 名	争議項目	争議行為 の有無	調査 月日	終結 状況	備考
23	5.21	東久大通運労働組合	一時金の要求、雇用対策と労働協約の取り組み等	無	10.20	解決	20
24	〃	臼杵運送労働組合	〃	無	7.7	〃	〃
25	〃	大分海陸労働組合	〃	無	R8.1.9	〃	〃
26	〃	大分運輸労働組合	〃	無	7.7	〃	〃
27	〃	江藤運輸労働組合	〃	無	〃	〃	〃
28	8.25	大分赤十字病院労働組合	全日赤2025年度統一要求	無	R8.1.5	解決	27
29	10.8	全日本国立医療労働組合大分医療センター労働組合	1 2025年度増員要求 2 2025年度秋闘賃金・労働条件改善に関わる要求	無	R8.1.5	繰越	28
30	〃	全日本国立医療労働組合別府医療センター労働組合	〃	無	〃	〃	〃
31	〃	全日本国立医療労働組合西別府病院労働組合	〃	無	〃	〃	〃
32	10.23	大分県医療生協労働組合	2025年秋闘統一要求	無	R8.1.6	繰越	29
33	〃	宇佐病院労働組合	〃	無	〃	〃	〃
34	〃	山本病院労働組合	〃	無	〃	〃	〃
35	〃	佐藤病院労働組合	〃	無	〃	解決	〃
36	10.30	豊後通運労働組合	年末一時金闘争の取組、雇用対策の取組等	無	R8.1.9	解決	31
37	〃	東久大通運労働組合	〃	無	〃	〃	〃
38	〃	臼杵運送労働組合	〃	無	〃	〃	〃
39	〃	大分運輸労働組合	〃	無	〃	〃	〃
40	〃	江藤運輸労働組合	〃	無	〃	〃	〃
41	10.31	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	人材確保、賃金引き上げ、一時金の上乗せ等の要求	無	R8.1.6	繰越	32

※ 備考欄の番号は、「1 争議行為予告」の「争議行為予告一覧表」の番号である。

## 第6章 労働相談及び個別労働紛争処理制度の周知

### 第1節 労働相談の概況

当委員会では、労働紛争を未然に防止すること、及び不当労働行為事件の申立てや労働争議の調整・個別労働関係紛争のあっせんに繋ぐことを目的として、労働相談を実施している。

また労働相談を通じて、労働委員会の認知度向上を図ることにより、制度の活用や労働法令の周知にも努めている。

#### 1 労働相談の状況（令和7年1月～12月）

令和7年の相談者数は190名、相談件数は302件であった。

相談者別では、労働者170名(89.5%)、使用者11名(6.8%)、その他7名(3.7%)であった。

内容別では、解雇27件(8.9%)、賃金未払18件(6.0%)が主なものとなっている。

(※「その他」は除く)

区分	相談者別				内容別													
	労働者	使用者	その他	計	団体交渉	経営・人事				賃金等				労働条件等		その他	計	
						解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇	その他			
相談件数	集団	22	2		24	4	1				2			4	1	4	(2)	(2)
	個別	148	11	7	166		(4)	(1)	(1)			(1)	(1)	(1)	(1)	(3)	(13)	
	計	170	13	7	190	4	(4)	(1)	(1)			(1)	(1)	(1)	(1)	(5)	(15)	
	構成割合(%)	89.5	6.8	3.7	100.0	1.3	8.9	1.7	0.0	14.0	6.0	1.3	2.0	10.3	4.3	15.6	38.7	100.0
相談方法別	来所	77	1	2	80	2	(1)										(1)	(2)
	電話	91	12	5	108	2	(3)	(1)	(1)			(1)	(1)	(1)	(1)	(4)	(13)	
	その他 Eメール等	2			2		1						1		1		3	
相談のうち、あっせんに至った件数	集団	3			3													
	個別	5			5													

注1) ( )内の数値は、使用者からの相談分の件数で内数。

注2) 内容別件数は、1件で複数項目の相談もあるため相談者別件数と一致しない。

注3) 相談方法別の相談内容件数は、1件で複数の相談方法が使われることもあるため、上段の内容別件数と一致しない。

注4) 構成割合は各項目の総数/全体数で算出。

#### 2 年別相談件数の推移

相談件数は302件であり、前年に比べ33件の増となった。

区分	H28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7
相談件数	238	294	320	313	211	312	305	281	269	302
うち 相談週間	72	109	113	96	84	109	120	78	98	82



## 第2節 個別労働紛争処理制度の周知

雇用形態の多様化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主の間の紛争が増加していることから、中央労働委員会と都道府県労働委員会では、毎年10月を「個別労働紛争処理制度」の周知月間と定め、共同PR事業を実施している。

本県においても、以下の取組を実施した。

### (1) 広報媒体による周知

各種広報媒体を活用した周知を行った。

- ①大分県広報媒体：新聞、ホームページ、SNS（X、Facebook、LINE）
- ②県以外の広報紙：市町村、商工会議所、求人情報誌、タウン誌等

### (2) ポスターの掲示

- ・中央労働委員会からの協力依頼により、(株)アインホールディングスの協力を得て、県内17店舗でのポスター掲示を行った。

### (3) 県内主要労使団体等への訪問

- ・県内の主要な労働組合、使用者団体及び労働関係公的機関（40団体）を訪問し、個別労働関係紛争処理制度の周知に努めた。

### (4) 「悩まず どんとこい労働相談週間」の実施

- ・月間中の10月1日(水)～7日(火)に「悩まず どんとこい労働相談週間」を実施した。
- ・平日時間外（20時まで）及び土・日も相談に応じ、労働委員会の周知及び制度の活用促進に努めた。

○ポスター



# 資料編



# 1 不当労働行為審査事件の推移

## (1) 年別の取扱件数

内容		年																			
		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
係属状況	前年からの繰越			3	2		1		3	2	3		1			2	1	3	1	3	1
	新規申立		4	6	3	5	5	5	7	3	10	5	12	8	6	9	11	16	11	6	9
	合計	0	4	9	5	5	6	5	10	5	13	5	13	8	6	11	12	19	12	9	10
最終決定	全部救済			1														1			1
	一部救済								1	1								2	1		
	棄却								1											1	
	却下			2	2		1														
	小計	0	0	3	2	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1
状況	関与		1	3	1	4	5	2	5	1	8	2	9	2	2	3	7	10	5	1	1
	無関与			1	1						4	2	4	6	2	7	2	3	2	4	1
	その他取下				1				1		1							2	1	2	
	小計	0	1	4	3	4	5	2	6	1	13	4	13	8	4	10	9	15	8	7	2
合計	0	1	7	5	4	6	2	8	2	13	4	13	8	4	10	9	18	9	8	3	

内容		年																			
		S41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
係属状況	前年からの繰越	7	10	12	9	8	5	11	13	6	7	9	12	11	8	9	8	11	12	12	9
	新規申立	14	9	5	9	13	9	14	6	6	8	9	10	4	8	6	5	6	3	3	1
	合計	21	19	17	18	21	14	25	19	12	15	18	22	15	16	15	13	17	15	15	10
最終決定	全部救済			1				1					2	1	1		1	1			2
	一部救済			2		1		3	2		2		1						1		
	棄却																				
	却下											1									
	小計	0	0	3	0	1	0	4	2	0	2	1	3	1	1	0	1	1	1	0	2
状況	関与	7	4	2	2	10	2	5	8	2	1	3	3	4	4	2			2	1	1
	無関与	3	1	3	6	3	1	1	2	2	3	1	5	1	1	3	1	4		4	1
	その他取下	1	2		2	2		2	1	1		1		1	1	2				1	
	小計	11	7	5	10	15	3	8	11	5	4	5	8	6	6	7	1	4	2	6	2
合計	11	7	8	10	16	3	12	13	5	6	6	11	7	7	7	2	5	3	6	4	

内容		年																			
		S61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
係属状況	前年からの繰越	6	9	14	13	16	12	10	7	8	7	6	6	6	6	7	7	7	9	3	2
	新規申立	5	9	3	5	5	3	2	1	1		1		2		3	3	1	1		
	合計	11	18	17	18	21	15	12	8	9	7	6	7	6	8	7	10	10	10	4	2
終 結	全部救済	2			1															1	
	一部救済																1				
	棄却		1				1														
	却下						1														
	小計	2	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
状 況	関与		1	2	1	1	2	4		1						1			1	1	
	無関与			2		8				2					1		1		1		
	その他取下		2				1	1					1					1	6		
	小計	0	3	4	1	9	3	5	0	2	1	0	1	0	1	0	2	1	7	1	1
	合計	2	4	4	2	9	5	5	0	2	1	0	1	0	1	0	3	1	7	2	1

内容		年																			計	
		H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6		7
係属状況	前年からの繰越	1	1	1	1	1	1			1		1	2	1	1	2						-
	新規申立		1		1				1		1	1	1	2	2							344
	合計	1	2	1	2	1	1	0	1	1	1	2	3	3	3	2	0	0	0	0	0	-
終 結	全部救済														1						18	
	一部救済																					18
	棄却												2									6
	却下																					7
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	49
状 況	関与				1					1						2						154
	無関与																					100
	その他取下		1				1							2								41
	小計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	295
	合計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2	2	1	2	0	0	0	0	0	344

## (2) 近年の終結状況

(平成26年～令和7年)

終結の年月日・区分		事件番号	申立年月日
H26.6.11	関与和解	25年1号	H25.1.17
H29.3.17	棄却	28年1号	H28.2.22
H29.9.29	棄却	27年1号	H27.10.7
H30.10.16	取下げ	30年1号	H30.3.19
H30.10.16	取下げ	30年2号	H30.3.19
R元.7.22	全部救済	29年1号	H29.8.9
R2.3.25	関与和解	元年2号	R元.9.9
R2.12.15	関与和解	31年1号	H31.4.18
計	8件		

## 2 労働組合の資格審査の推移

(平成23年～令和7年)

内容	年															
	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7	計
不当労働行為救済申立			1		1	1	1	2	2							8
委員推薦	3	2	2	2	2		2		2		2	1	2		2	22
法人登記			1								2				1	4
その他																0
合計	3	2	4	2	3	1	3	2	4	0	4	1	2	0	3	34

### 3 労働争議調整事件の推移

#### (1) 内容別の取扱件数

内容		年																					
		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
経済的事項	賃上げ	1	7	7		1	4	4	3	3	4	2	8	3	1	4	6	14	9	6	7	10	14
	一時金		1	2		2	4	4	7	3	2	12	8	2	6	5	2	3	4	2	2	9	17
	その他	1			6	8	1	1	1	1	2	3	4			1		1	1		2		1
	小計	2	8	9	6	11	9	9	11	7	8	17	20	5	7	10	8	18	14	8	11	19	32
非経済的事項	労働協約		3	3		2	2	2	1	2	1	2	6	3	4	1	5	4	1			1	
	解雇	1	7	9	3	3	2	2	1	3	2	7	4	3	4	3	1	3	1		1		3
	配置転換								1							2							
	団交促進				1						2		1				1	1			1	1	
	その他	1		3		1			1				1				1	1		1		1	1
	小計	2	10	15	4	6	4	4	4	5	5	9	12	6	8	6	8	9	2	1	2	3	4
合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36

内容		年																					
		S43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元
経済的事項	賃上げ	16	12	13	4	15	19	29	11	17	5	5	11	11	2	3	3	3	3	2			1
	一時金	9	6	4	5	2	5	12	13	3	5	5	3	5	7	3			1	3	3	2	1
	その他	2		2			3	1			2		2	1		1		1			1	1	
	小計	27	18	19	9	17	27	42	24	20	12	10	16	17	9	7	3	4	4	5	4	3	2
非経済的事項	労働協約		4	1	1			1			1	1											
	解雇	2	2	4	3	2	1	4	2	1	7	1	1	2		1					1		1
	配置転換			1								2				1					1		
	団交促進	1		2			2	1			6		3	2		2	1	1			1		5
	その他	5		1	4	1		1	5	4	1		1		2			1			1	1	1
	小計	8	6	9	8	3	3	7	7	5	15	4	5	4	2	4	1	2	0	2	2	6	3
合計		35	24	28	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5

内容		年																						
		H2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
経済的事項	賃上げ	2		1	1		3	1	1	2	1											1		
	一時金	3	1	1			1	1				1		1	2	1		1			1	1		
	その他		3	1	2				1		1				1	1		2						
	小計	5	4	3	3	0	4	2	2	2	2	1	0	1	3	2	0	3	0	0	1	2	0	
非経済的事項	労働協約		1																					
	解雇			2					1	1		1					3	1			1	2		
	配置転換												1							1				
	団交促進		1	2	2				1		3	1			3		2	1			1	1	5	
	その他	2				1	1	1		1			2	1	1	3				2		2	1	
	小計	2	2	4	2	1	1	1	2	2	3	2	3	1	4	3	5	2	0	3	2	5	6	
合計		7	6	7	5	1	5	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5	0	3	3	7	6	

内容		年														計							
		H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7								
経済的事項	賃上げ																						316
	一時金											1		1									211
	その他								1												2		66
	小計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	2							593
非経済的事項	労働協約	1	1																				55
	解雇	1	2		1	1						1	1	1									118
	配置転換	1		1	1																		13
	団交促進	3	4	1					1					1									69
	その他		2	1	2				1	1		2		1	1	1							71
	小計	6	9	3	4	1	0	1	2	0	2	1	3	2	1								326
合計		6	9	3	4	1	0	2	2	0	2	2	3	3	3								919

(2)調整区分別申請件数及び終結状況

内容		年																									
		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	
新規申請	あつせん		7	10	7	17	13	11	13	12	13	26	32	11	15	16	16	26	16	9	13	22	35	35	24	28	
	調停	4	11	13	2			2	2									1					1				
	仲裁			1	1																						
	小計	4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28	
前年からの繰越																											
合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28	
終結状況	あつせん	解決		5	7	5	17	11	8	8	10	13	23	28	9	9	16	8	16	11	5	9	12	19	15	9	13
		打切り		2	2	2		2	3	5	1		2	3	2	2		8	9	3	4	4	9	15	18	14	14
		取下げ			1								1	1		4			1	2			1	1	2	1	1
		不開始									1																
		小計	0	7	10	7	17	13	11	13	12	13	26	32	11	15	16	16	26	16	9	13	22	35	35	24	28
	調停	解決	4	6	6	2			1	2									1					1			
		不調		5	6				1																		
		打切り			1																						
		取下げ																									
		小計	4	11	13	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	仲裁	解決			1	1																					
		小計	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28

内容		年																									
		S46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	
新規申請	あつせん	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	10	11	3	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5	
	調停											1	1														
	仲裁																										
	小計	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5	
前年からの繰越																											
合計		17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5	
終結状況	あつせん	解決	9	9	18	20	9	16	13	10	11	10	7	5	1		2	2	4	2	2	1	2	2	2	1	3
		打切り	8	11	12	23	17	5	11	3	9	6	2	3	2	4	1	2		1	2	5	1	4	1		1
		取下げ				5	5	4	3	1	1	3	1	3		1		2	2	4	1	1	2	1	1		1
		不開始				1						2				1	1	1		2			1		1		
		小計	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	10	11	3	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5
	調停	解決																									
		不調																									
		打切り										1															
		取下げ											1														
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	仲裁	解決																									
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計		17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5

内容		年																												
		H8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2				
新規申請	あつせん	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5		3	3	7	6	6	9	3	4	1		2	2					
	調停																													
	仲裁																													
	小計	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5	0	3	3	7	6	6	9	3	4	1	0	2	2	0				
前年からの繰越				1		1	1					1			1			1												
合計		3	4	5	5	4	4	2	7	5	5	6	0	3	4	7	6	7	9	3	4	1	0	2	2	0				
終結状況	あつせん	解決	3	1	3	1	1	2		5	3	3	2		1	2	1	5	3	2		2	1			1				
		打切り			1	1					1		1				2		1	1	1	2			1					
		取下げ		1			1	2		2		1					1		3	3	2					1				
		不開始		1	1	2	1		2		1		3		1	2	3			3					1					
		小計	3	3	5	4	3	4	2	7	5	4	6	0	2	4	7	5	7	9	3	4	1	0	2	2	0			
	調停	解決																												
		不調																												
		打切り																												
		取下げ																												
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	仲裁	解決																												
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	合計		3	3	5	4	3	4	2	7	5	4	6	0	2	4	7	5	7	9	3	4	1	0	2	2	0			

内容		年					計	
		R3	4	5	6	7		
新規申請	あつせん	2	2	3	3	3	879	
	調停						38	
	仲裁						2	
	小計	2	2	3	3	3	919	
前年からの繰越				1			-	
合計		2	2	4	3	3	-	
終結状況	あつせん	解決	2	1	3	1	1	497
		打切り				2	1	273
		取下げ			1			76
		不開始						32
		小計	2	1	4	3	2	878
	調停	解決						23
		不調						12
		打切り						2
		取下げ						1
		小計	0	0	0	0	0	38
	仲裁	解決						2
		小計	0	0	0	0	0	2
	合計		2	1	4	3	2	918

※繰越事件は終結年で計上している。  
 ※あつせん不参加は、令和元年からは、打切りとして計上している。

#### 4 個別労働関係紛争あっせん事件の推移

##### (1) 新規申請件数及び内容別の取扱件数

内容 \ 年		H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
新規申請件数		4	7	3	2	4	3	3	4	6	5	3	2	3	1	1
内容	経営または人事	2	4	2	2	6		2	1	3	3	3	4	2	1	
	賃金等	5	7	5	1	1	5	4	3	4	1	3	1	1		1
	労働条件等	3	2	2	1	1				1				1		
	職場の人間関係			1		2	1		1	2	1					
	その他		1				2	2	1	1	4	1		1		
計		10	14	10	4	10	8	8	6	11	9	7	5	5	1	1

内容 \ 年		H29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7	計
新規申請件数		2	-	2	1	2	1	1	1	5	66
内容	経営または人事	4		3	1	2	1	1	1	2	50
	賃金等			1		1				1	45
	労働条件等			1	1					1	14
	職場の人間関係				1	1	1				11
	その他	1								4	18
計		5	0	5	3	4	2	1	1	8	138

※個別労働関係紛争のあっせんは、平成14年4月開始

##### (2) 終結状況

年		H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
終結状況	解決	1	1	1		1			1	2	3	1	3	1	1	
	打ち切り	1	1					2		3				1		
	取下げ		2	2	1	2	1	1	1		1	2		1		
	不開始	2	3			1	2	1	2	1						1
	合計	4	7	3	1	4	3	4	4	4	6	4	3	3	3	1

年		H29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	7	計
終結状況	解決		1	1			1	1	1	2	23
	打ち切り	1			2	2				2	15
	取下げ									1	15
	不開始										13
	合計	1	1	1	2	2	1	1	1	1	5

※繰越事件は終結年で計上している。

※あっせん不参加は、不開始としていたが、令和元年からは、打ち切りとして計上している。

## 5 年別労働相談件数の推移

区 分	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R 元	2	3	4
相談件数	153	149	172	200	246	300	423	383	319	251	238	294	320	313	211	312	305
相談週間	100	104	123	103	100	134	146	144	119	85	72	109	113	96	84	109	120

区 分	5	6	7
相談件数	281	269	302
相談週間	78	98	82

※表中「相談週間」は内数 ※労働相談業務は、平成18年2月から開始

## 6 労働組合数、組合員数、推定組織率の状況

年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)	年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)
S45	785	91,813	32.8	H11	754	96,409	22.2
46	814	93,924	32.6	12	739	94,711	21.9
47	842	96,190	30.8	13	724	92,741	20.0
48	856	100,903	31.1	14	698	88,361	20.0
49	909	104,015	31.8	15	691	86,624	20.2
50	926	104,178	31.4	16	671	84,032	18.7
51	943	103,569	31.9	17	614	82,056	18.6
52	950	102,487	30.2	18	586	81,420	17.9
53	937	102,914	28.3	19	560	79,533	17.2
54	937	101,935	27.5	20	553	79,057	17.2
55	928	102,038	27.4	21	536	80,405	18.2
56	950	106,237	27.7	22	533	79,863	18.1
57	945	106,517	27.5	23	531	81,408	17.8
58	938	106,240	27.5	24	521	81,342	17.8
59	948	105,646	27.4	25	521	80,513	17.5
60	943	106,169	28.1	26	516	80,180	17.3
61	921	105,114	27.0	27	508	79,178	16.7
62	924	102,648	26.5	28	503	77,155	16.0
63	858	101,824	25.9	29	498	77,170	15.8
H 元	850	103,438	25.5	30	480	76,013	15.3
2	844	101,734	25.4	R 元	476	76,600	15.2
3	831	102,394	23.6	2	459	76,944	15.5
4	825	103,905	23.1	3	455	76,043	15.2
5	818	103,860	23.6	4	445	75,073	14.8
6	808	103,438	23.6	5	440	73,291	14.4
7	798	102,082	23.1	6	439	72,172	14.2
8	779	101,932	21.8	7	437	71,678	14.1
9	782	100,860	21.6				
10	743	98,107	21.6				

※組合員には、非単位組合の組合員を含む。

資料：県雇用労働室「労働組合基礎調査」（現行調査は昭和45年開始）

## 7 労働争議の発生状況（大分県）

年	総争議		争議行為を伴わない争		争議行為を伴う争		
	件数	総参加人員	件数	総参加人員	件数	総参加人員	行為参加人員
H11	9	482	4	150	5	332	220
12	7	132	5	114	2	18	16
13	10	810	4	287	6	523	488
14	4	359	2	337	2	22	12
15	6	94	6	94	—	—	—
16	6	2,451	5	2,413	1	38	35
17	1	3	1	3	—	—	—
18	3	71	3	71	—	—	—
19	—	—	—	—	—	—	—
20	3	24	3	24	—	—	—
21	4	15	4	15	—	—	—
22	7	24	7	24	—	—	—
23	7	444	7	444	—	—	—
24	8	576	6	560	2	16	6
25	9	361	8	353	1	8	4
26	4	216	4	216	—	—	—
27	4	80	4	80	—	—	—
28	1	1	1	1	—	—	—
29	—	—	—	—	—	—	—
30	2	2	2	2	—	—	—
R元	2	2	2	2	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—	—
3	2	11	2	11	—	—	—
4	2	2	2	2	—	—	—
5	4	5	4	5	—	—	—
6	3	5	3	5	—	—	—

※資料：厚生労働省 雇用・賃金福祉統計室「労働争議統計調査」（政府統計の総合窓口）から抜粋。

注1）「争議行為を伴わない争議」とは、争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与した争議のこと。

「争議行為を伴う争議」とは、同盟罷業や作業所閉鎖、怠業等の争議のこと。

注2）「総参加人員」とは、争議行為に参加するかしないかにかかわらず、労働争議継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）中における労働組合又は労働者の団体の最大員数をいう。

注3）「行為参加人員」とは、実際に争議行為を行った実人員をいう。

## 8 連絡会議内容等

会 議 名		内 容
全 国 会 議	1	<p>6月13日 和歌山県和歌山市「ダイワロイネットホテル和歌山」</p> <p>講 演 演 題 「今後の労働基準関係法令の検討課題」 講 師 明治大学法学部教授 中央労働委員会公益委員 山川 隆一 氏</p> <p>議題懇談 「和解の取組について」 ・提案理由説明（中労委）</p>
	2	<p>6月12日 和歌山県和歌山市「ダイワロイネットホテル和歌山」</p> <p>議 事 ア 審査概況等について イ 調整事件等の概況について ウ その他</p> <p>議題懇談 ア 外国人労働者に係る事案への対応について ・提案理由説明（中労委） イ 事務局職員の人材育成等について ・提案理由説明（中労委）</p>
	3	<p>11月13日 東京都「東京大学大講堂（安田講堂）」</p> <p>講 演 演 題 「労働委員会委員にとってのOJTとOff-JT：職業能力開発の理想」 講 師 元中央労働委員会長 法政大学名誉教授 諏訪 康雄 氏</p> <p>11月14日</p> <p>議 題 ア 働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について －パネルディスカッション、質疑等－（中労委提案） イ コロナ禍の教訓から学ぶ －経験の交流－（中労委提案）</p>
	4	<p>10月24日 東京都「労働委員会会館 7階 講堂」</p> <p>議 題 ア 中央労働委員会事務局からの説明 a 調整業務の運営について イ 都道府県労働委員会からの事例報告等 a 集団的労使紛争事件（福岡県） b 個別労働紛争事件（鳥取県） c 事例集の参考資料の作成・提供について（中労委） ウ 都道府県労働委員会からの業務報告 a 関東ブロック：静岡県 b 近畿ブロック：和歌山県 c 中国ブロック：山口県</p>
	5	<p>10月25日 東京都「労働委員会会館 7階 講堂」</p> <p>議 題 ア 労働組合法第2条の「主体」性について （栃木県、静岡県、宮崎県報告） イ 労働委員会の民事訴訟のIT化への対応について</p>

会 議 名		内 容
全国会議		(中労委報告) ウ 報告事項 労働委員会事務局における人材確保・育成について (3班に分かれてディスカッション)
九州地区会議	1	九州労働委員会会長会議 4月24日 大分市「大分県庁舎 新館14階 大会議室」 議 題 ア 紛争を繰り返す事例への労働委員会の対応について (大分県) イ 労働委員会と都道府県労働局等との連携等、労働委員会の活性化策について (大分県)
	2	九州労働委員会事務局長会議 4月24日 大分市「大分県庁舎 新館14階 大会議室」 議 題 ア 令和6年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算(案)の承認について(宮崎県(幹事県)) イ 九州労働委員会協議会に係る研修等の事務処理要領の一部改定について(協議)(宮崎県(幹事県)) ウ 九州労働委員会等申し合わせ事項の改正について(協議)(宮崎県(幹事県)) エ 令和7年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算(案)の承認について(宮崎県) オ 労働委員会規則第87条の「委員会の相互援助」の活用等について(大分県) カ 審査等の迅速化のための代理人との日程調整等について(情報交換)(大分県)
	3	第92回九州労働委員会連絡協議会 5月15日 研修会(講演) 福岡市「西鉄イン福岡 アクロス福岡前 2階 大ホール」 演 題 「労働委員会の救済命令と取消訴訟 ～最近の労委命令に対する司法審査～」 講 師 九州大学大学院法学研究院教授 山下 昇 氏 5月16日 本会議 議 事 (意見交換・情報共有) ア 業務委託契約に基づき飲食店の運営を行う組合員の労働者性について(福岡県) イ 個別労働関係紛争あっせん事件についての特徴的な事例の検討(鹿児島県) ウ 労働委員会の実務へのITの活用について ～九州各県労働委員会の状況～ (福岡県)
	4	九州労働委員会公益委員連絡会議 10月9日 宮崎市「宮崎県防災庁舎 防51会議室」 議 題 ア 退職代行業の実施を主たる目的とする労働組合に対する資格審査について(鹿児島県) イ 「会社を辞めたくないが、セクハラやパワハラで職業環境が悪いため、会社に行きたくない」などの集団的事例が適していると考えられる相談を受けた場合の労働委員会の対応について(大分県) 講 演 演 題 「労働委員会制度の役割—制度80年の展開から考える」 講 師 九州大学名誉教授 野田 進 氏

会 議 名		内 容
九州 地 区 会 議	5	<p>2024年度九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会</p> <p>3月4日 第2回幹事会 福岡市「連合福岡3階 会議室B」 先議・報告・協議事項 ア 全国労委労協の取り組み イ 九プロ労委労協の取り組み ウ 2024年度予算の修正 エ 2024年度会計監査の選出について オ 「研修会」(2025.5.15)のテーマについて カ 2025年度 九プロ労委労協総会・研修会の開催に向けて キ 全国労働委員会連絡協議会総会 副議長・場内発言の順位について ク 九プロ労委労協総会の開催計画について ケ 次回「2025年度第1回幹事会」(開催県:福岡県) コ 持続可能な組織運営のための財政見直しについて サ 各県の特徴的状況 シ その他</p> <p>3月5日 2024年度 事例・命令研究会 事例報告 ア 中労委令和4年(不再)第40号事件に係る命令について 報告者 福岡県労委労働者委員 高田 章男 氏 イ 福岡県労委令和5年(不)第3号事件に係る命令について 報告者 福岡県労委労働員委員 金光 千春 氏</p>
	6	<p>2025年度九州ブロック労委労協総会・研修会</p> <p>5月14日 総会 福岡市「天神ビル11階 「11号会議室」」 議 題 ア 2024年度活動経過・会計決算・決算監査 各報告 イ 2025年度の取り組み(案)・予算(案)・役員体制(案) ウ 各県労委情報交換(各県報告)</p> <p>5月15日 研修会 演 題 「労働法制の動向と個別労働紛争の状況」 講 師 弁護士 安元 隆治 氏</p>
	7	<p>2025年度九州ブロック労委労協第1回幹事会</p> <p>9月1日 幹事会 福岡市「連合福岡 3階 会議室B」 報告事項 ア 2025年度九州ブロック労委労協総会・研修会 イ 第92回九州労働委員会連絡協議会 ウ 労委労協 命令研究会(第2回) ※中労委・関東ブロック主催 エ 労委労協 2025年度 第2回幹事会 オ 全国労働委員会連絡協議会 第3回運営委員会 カ その他</p> <p>協議・確認事項 ア 九プロ労委労協役員の退任について イ 第68回労委労協総会に向けて ウ 第80回全国労働委員会連絡協議会総会について(全労委総会) エ 2026年度九プロ労委労協総会・研修会の開催に向けて(2026.5 大分県開催) オ 研修会テーマについて(上記エ総会と併催) カ 2025年度九プロ労委労協第2回幹事会の開催に向けて(2026.2・3 大分県開催) キ 事例・命令研究会の開催について(2026.2・3 大分県開催) ク その他確認事項について ケ その他</p>

会 議 名		内 容
		コ 各県の状況について 9月2日 意見交換会 ア 労委労協 持続可能な組織運営のための財政見直しについて イ 各県労委の特徴的な状況及び課題等について ウ その他
九州地区会議	8	九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議 3月6日 宮崎市 「ホテルマリックス」 中労委使用者委員との意見交換 3月7日 報告、意見・情報交換 ア 全労委運営委員会の報告 イ 各県における審査・調整・個別あっせん事件について ウ その他協議事項
	9	九州労働委員会事務局課長会議 8月28日 熊本市「くまもと県民交流館パレア 会議室9」 議 題 ア 令和8年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について(協議)(宮崎県) イ 令和8年度年度調査研究会議の研修内容等について(協議)(福岡県・熊本県) ウ 審査事件への対応について(情報交換)(佐賀県) エ 労働委員会の認知度向上に向けた取組について(情報交換)(長崎県) オ 労働相談等における「労働組合」の紹介について(情報交換)(大分県) カ 被申請者(使用者側)における最終決定権限を持つ者があっせんに出席しない場合の対応について(情報共有)(鹿児島県) キ 「今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会中間報告」を受けた労働局及び労働基準監督署との連携について(情報交換)(沖縄県) ク ペーパーレス化の推進とデジタルツールの導入について(情報交換)(佐賀県)
	10	令和6年度九州労働委員会事務局調査研究会議(審査部門) 1月30日 宮崎市「宮崎県庁防災庁舎5階 防52号室」 議 題 ア いわゆる一人親方や事業主である組合員が所属する組合の資格審査について(福岡県) イ 直近の組合資格審査で適合決定を受けた労働組合から再度組合資格審査の申請がなされた場合の対応について(佐賀県) ウ 団交拒否について(大分県) エ 支配介入意思と労組法7条3号の成否について(熊本県) オ 不当労働行為救済命令を履行しようとする被申立人(使用者)からの協議に申立人(労働組合)が応じない場合の履行確認方法について(鹿児島県) カ 不当労働行為事件審査の迅速化のための取組について(意見交換)(福岡県) キ 労働組合法に係る公益通報への対応について(意見交換)(沖縄県) ク 当事者双方の代理人として弁護士がついていない事案への対応(情報交換)(沖縄県) ケ 救済利益について(宮崎県)

会 議 名		内 容
九州地区会議		1月31日 研修会 演 題 「事実認定の手法について」 講 師 東京都労働委員会事務局 法務専門課長 村上 英一 氏
	11 令和6年度 九州労働委員会事務局 調査研究会 議(調整部門)	7月10日 鹿児島市「鹿児島県庁 15階 労働委員会 審問調整室」 議 題 ア 調停事件等について(福岡県) イ 労災が絡むあっせん及び派遣労働者からのあっせんについて(佐賀県) ウ あっせんの進め方について(情報交換)(佐賀県) エ 関係機関との連携についての取組事例(情報交換)(長崎県) オ 会長と利益相反関係にある者からの申請に関する会長の職務の取扱いについて(熊本県) カ 労働局のあっせんで被申請者の不応諾によりあっせん打切りとなった事件が労働委員会に持ち込まれ、あらためてあっせんで申請することとなった場合の取扱いについて(大分県) キ 特性を持ったあっせん申請者への対応について(情報交換)(大分県) ク あっせん(集団・個別)事件に係る、被申請者への事務局調査における使用者委員の同行について(情報交換)(宮崎県) ケ 紛争の原因となる行為の発生から長期間経過している事件について(沖縄県) コ 同一の労働者からの複数回にわたり申請される個別労働紛争あっせんへの対応について(鹿児島県) 7月11日 研修会 演 題 「労使紛争の解決に向けた考え方と手法 ～8年間の労働委員会委員の経験から～」 講 師 元鹿児島県労働委員会会長代理 弁護士 末永 睦男 氏

## 9 研修内容等

研修名	内 容
1 公労使委員 合同研修	<p>9月4日 東京都「女性就業支援センター 4階」 全体研修 ア 講演 「労働委員会について ―歴史・現状・課題―」 講師 中央労働委員会会長 荒木 尚志 氏 イ 講演 「労働法の基礎」 講師 中央労働委員会公益委員 小畑 史子 氏 ウ 事例検討1 (調整関係) (岐阜県) エ 事例検討2 (審査関係) (香川県)</p> <p>9月5日 公益委員研修 東京都「労働委員会会館 会議室」 ア 審査実務研修 「事例研究(1事例)」 チューター 北海道労働委員会公益委員 池田 悠 氏 東京都労働委員会公益委員 神吉 知郁子 氏 イ 和解実務研修 「事例研究(1事例)」 チューター 東京都労働委員会公益委員 渡邊 敦子 氏 大阪府労働委員会会長 小林 正啓 氏 ウ 調整実務研修 「あっせんのスキルと心構え」 講師 元中央労働委員会会長代理 畠山 稔 氏</p> <p>労働者委員研修 東京都「労働委員会会館 7階 講堂」 ア 講演 「不当労働行為救済制度について」 講師 弁護士 徳住 堅治 氏 イ 講演 「個別労働紛争の現状と解決制度」 講師 弁護士 梅田 和尊 氏</p> <p>使用者委員基礎研修会 東京都「AP新橋 Dルーム」 ア 講演 「労組法7条の概要と不当労働行為審査制度の概要」 講師 中山・男澤法律事務所弁護士 中山 達夫 氏 イ 講演 「合同労組について」 講師 番町総合法律事務所弁護士 河本 みま乃 氏 ウ 講演 「日本の働き方の変遷」 講師 独立行政法人労働政策研究・研修機構 研究所長 濱口 桂一郎 氏</p>
2 公労使委員 個別紛争 専門研修	<p>12月1日 東京都「全国都市会館」 ア 講義① 「裁判例の動向」 講師 早稲田大学法学学術院教授 竹内 寿 氏 イ 事例発表 「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例」 (栃木県、和歌山県、熊本県)</p> <p>12月2日 ア 講義② 「労働関係法令の改正等の動向」 講師 明治大学法学部教授 小西 康之 氏 イ 「スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換」 (少人数によるグループディスカッション) テーマ1 「発表事例についての意見交換」 テーマ2 「今後の労委における個紛の位置づけ」 について意見交換</p>

研 修 名		内 容
3	2024年度労 委労協命令 研 究 会	1月23日 WEB研修 テーマ 「札幌明啓院不当労働行為事件」 (中労委令和4年(不再)第29号) 講 師 中労委労働者委員 宮本 礼一 氏
4	2025年度労 委労協命令 研 究 会	7月10日 WEB研修 テーマ 「NHKビジネススクリエイト不当労働行為事件」 (東京都労委令和2年(不)第6号) 講 師 東京都労働委員会労働者委員 外圍 幸二 氏 10月16日 WEB研修 テーマ 「福山不当労働行為事件」 (福岡県労委令和5年(不)第3号) 講 師 福岡県労働委員会労働者委員 金光 千春 氏
5	第51回九州 地区労働委 員会使用者 委員研修会	9月25日 那覇市「沖縄ハーバービューホテル 2階 彩海の間A」 ア 講 演 「労使関係におけるリスク管理～最新裁判例を手がかりに」 講 師 沖縄国際大学法学部准教授 松井 有美 氏 イ 研究討議Ⅰ (審査事件) 担当：福岡県 9月26日 ア 研究討議Ⅱ (調整事件) 担当：熊本県 イ 研究討議Ⅲ (個別事件) 担当：沖縄県
6	第93回委員 研 究 会	1月28日 大分市「県庁舎新館 5階 51会議室」 講 演 演 題 「フリーランス・FCにおける個人事業主等の労働者性」 講 師 千葉大学大学院教授 皆川 宏之 氏
7	第94回委員 研 究 会	9月24日 大分市「県庁舎新館 5階 51会議室」 講 演 演 題 「過半数代表制の課題と改革の方向性」 講 師 早稲田大学法学学術院教授 水町 勇一郎 氏
8	第95回委員 研 究 会	10月28日 大分市「県庁舎議会棟 第3委員会室」 講 演 演 題 「最近の最高裁判例の動向」 講 師 慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)教授 森戸 英幸 氏
9	公労使委員 研 修	①3月11日総会時 新宮 高志 労働者委員 大分市「県労委審問室」(以下同) テーマ 「労働組合のお話し」 ②7月22日総会時 深田 茂人 公益委員 テーマ 「労働委員会の現状と課題」 ③9月9日総会時 藤野 久信 使用者委員 テーマ 「新規学卒者採用等に関する調査結果」 ④12月23日総会時 高野 浩子 使用者委員 テーマ 「労使見解と経営指針の必要性 ～労使見解発表から50年に寄せて～」
10	委員人権 研 修	8月26日 大分市「県労委審問室」 講 演 内 容 大分県人権尊重施策基本方針(第4次)について 等 講 師 大分県生活環境部審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長 山本 勝紀 氏
11	委員特別 研 修	12月9日 大分市「県労委審問室」 講 演 「労働基準監督署について」 講 師 大分労働局労働基準部 労働基準監督官 芝田 一樹 氏

研修名	内容
12 第76回労働委員会事務局職員中央研修	<p>6月9日 東京都「労働委員会会館 7階 講堂 ほか」</p> <p>ア 講演 「労働委員会制度について」 講師 中央労働委員会会長 荒木 尚志 氏</p> <p>イ 講演 「労働委員会事務局職員に期待すること」 講師 中央労働委員会労働者委員 岡本 吉洋 氏</p> <p>ウ 講演 「労働委員会事務局職員に期待すること」 講師 中央労働委員会使用者委員 萩原 靖 氏</p> <p>審査 講義 「不当労働行為の審査手続について」 講師 東京都労働委員会事務局法務専門課長 村上 英一 氏</p> <p>調整 講義 「労働局のあっせん制度」 講師 東京労働局雇用環境・均等部指導課労働紛争調整官 佐々木 豊 氏</p> <p>講義 「裁判所における個別労働紛争解決システム」 講師 最高裁判所事務総局行政局第二課課長補佐 奥井 順恵 氏</p> <p>6月10日 審査 講義 「命令書（案）起案のための作業手順」 講師 中央労働委員会事務局第一部会担当審査総括室審査官 三田村 朝子 氏</p> <p>演習 不利益取扱いを中心として（事例研究） 講師 第一部会担当審査総括室労働専門職 稲垣 悠子 第三部会担当審査総括室労働専門職 百崎 諭</p> <p>調整 演習 実事例を基にした一連の処理について（集団紛争） 講師 中央労働委員会事務局調整第二課労働専門職 有賀 利一 氏 東京都労働委員会事務局審査調整課統括課長代理 種村 和夫 氏</p> <p>演習 実事例を基にした一連の処理について（個別紛争） 講師 中央労働委員会事務局個別労働関係紛争業務支援室 個別労働関係紛争業務支援官 増子 剛 氏 長野県労働委員会事務局前審査幹 坂本 哲朗 氏</p> <p>事例紹介 「都道府県労働委員会の調整事件事例紹介及び中央労働委員会公益委員によるコメント」 事例紹介者 茨城県労働委員会事務局総務調整課付 市毛 直光 氏 コメンテーター 中央労働委員会東日本区域地方調整委員 原 昌登 氏</p>
13 令和7年度労働委員会事務局職員個別紛争専門研修	<p>7月8日 東京都「労働委員会会館 7階 講堂」</p> <p>ア 講義 「都道府県労働委員会等のあっせん事例検討」 講師 中央労働委員会地方調整委員 （千葉大学大学院社会科学研究院教授） 皆川 宏之 氏</p> <p>7月9日 ア 演習 受講者による都道府県労働委員会等のあっせん事例検討 コメンテーター 中央労働委員会地方調整委員（筑波大学ビジネスサイエンス系准教授） 渡邊 絹子 氏</p> <p>イ 講義 「労働関係法令の改正等の動向」「基本となる裁判例」 講師 中央労働委員会地方調整委員（成蹊大学法学部教授） 原 昌登 氏</p> <p>7月10日 ア 演習 「カウンセリング技法」</p>

研 修 名		内 容
		講 師 日本産業カウンセラー協会 シニア産業カウンセラー公認心理士 中川 智子 氏 イ 講 義 「フリーランス・事業者間取引適正化等法について」 講 師 厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課 フリーランス就業環境整備室 室長補佐 温谷 翼 氏
14	九州労働委員会事務局職員研修会	10月10日 宮崎市「宮崎県防災庁舎 防52会議室」 講 義 演 題 「命令書作成の留意点について」 講 師 中央労働委員会事務局第三部会担当審査総括室訟務官 沖廣 玲子 氏 意見交換 「不当労働行為の調査について」(熊本県) 「労働相談の対応について」(大分県)
15	令和6年度労働法の初歩研修	※ 講師 元日本大学法学部講師 白川 欽也 氏 1月31日 講 義 「個別労働紛争処理制度、和解、あっせん、ハラスメント対策」(第6回研修) 2月28日 講 義 「労働市場法、女性関係法」(第7回研修)
16	令和7年度労働法の初歩研修	※ 講師 元日本大学法学部講師 白川 欽也 氏 6月27日 講 義 「法とは何か 労働法の概要」「労働契約法、労働基準法(1)」(第1回研修) 8月1日 講 義 「労働基準法(2)」(第2回研修) 8月28日 講 義 「安全衛生法、労災保険法」(第3回研修) 9月26日 講 義 「集団的労働関係(労働組合と労働組合法)」(第4回研修) 12月19日 講 義 「集団的労使関係(紛争調整、不当労働行為救済制度)」(第5回研修)
17	令和6年度労働判例勉強会	※WEB研修 チューター 大阪大学大学院生 廣野 風跳 氏 1月24日 集団的労働関係における労働者 2月25日 セブンイレブンジャパン事件
18	令和7年度労働判例勉強会	※WEB研修 チューター 大阪大学大学院生 廣野 風跳 氏 9月26日 配転命令 12月12日 通勤災害

10 有効求人倍率・完全失業率の推移（県内及び全国）

年 月	大分県	全 国	完全失業率の推移（％）	
			大分県	全 国
令和7年1月	1.36	1.26		
2月	1.34	1.24	2.1	2.5
3月	1.31	1.26		2.4
4月	1.32	1.26		2.5
5月	1.31	1.24	2.1	2.5
6月	1.25	1.22		2.5
7月	1.25	1.22		2.5
8月	1.24	1.20	1.7	2.3
9月	1.24	1.20		2.6
10月	1.22	1.18		2.6
11月	1.21	1.18		2.6
12月	1.20	1.19		2.6

資料：大分労働局「ハローワーク別月間有効求人倍率の推移」

## 11 労働委員会委員

区分	期別 氏名	38期	39期	40期	41期	42期	43期	44期
		H16. 1. 26～	H18. 1. 26～	H20. 1. 28～	H22. 1. 28～	H24. 2. 1～	H26. 2. 3～	H28. 2. 4～
公益委員	小林達也	●						
	富川盛郎	◎	●	●				
	大崎美泉	○						
	橋本順子	○						
	友永清	○						
	宇野稔		◎	◎	◎	◎(25. 1. 31辞)		
	曾根崎和人		○	○				
	岩尾允子		○	○	○	○		
	麻生昭一		○	○	●	●	●	
	佐藤トモコ				○	○	○	
	須賀陽二				○	○	○	●
	鈴木芳明					◎(25. 2. 25任)	◎	◎
	関恵子							○
	深田茂人							○
三浦恭子						○	○	
労働者委員	羽明省三	△(17. 8. 26辞)						
	棚村和秀	△(17. 1. 24任)	△	△(20. 7. 22辞)				
	開田恵三	△	△	△(20. 7. 22辞)				
	大場光夫	△(16. 11. 30辞)						
	森政文	△	△	△(21. 3. 31辞)				
	馬場徳明	△(17. 1. 24任)						
	嶋崎龍生	△	△	△	△(23. 10. 28辞)			
	米田正規		△	△	△			
	村田正利			△(20. 10. 9任)	△	△(幹事)	△(幹事)	
	戸高佳到			△(20. 10. 9任)				
	宗安勝敏			△(21. 6. 11任)				
	野上恵子				△			
	安東伸彦				△(23. 10. 28辞)			
	吐合史郎				△(23. 11. 7任)	△		
	小嶋一良				△(23. 11. 7任)	△(24. 10. 10辞)		
	小代正人					△(24. 10. 11辞)		
	則松佳子					△	△	
	首藤浩二					△(24. 10. 19任)	△	
	神田健一					△(24. 10. 19任)	△(26. 9. 21辞)	
	松尾竜二						△(26. 9. 22任)	△
志賀慎二						△	△	
佐藤寛人							△(幹事)	
藤本雅史							△	
太田美乃里							△	
使用者委員	後藤誠	▲	▲	▲(21. 1. 31辞)				
	峯山久人	▲	▲	▲				
	岡本邦彦	▲	▲					
	伊坂信隆	▲	▲					
	杉原正晴	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	赤松健一郎			▲	▲	▲	▲	▲
	田北裕之			▲	▲	▲	▲	▲
	川崎裕一			▲(21. 3. 17任)	▲(22. 7. 13辞)			
	大塚伸宏				▲	▲(幹事)	▲(幹事)	▲(幹事)
	馬場ヒロ子				▲(22. 8. 16任)	▲	▲	▲

●会長 ◎会長代理 ○公益委員 △労働者委員 ▲使用者委員

区分	期別 氏名	45期	46期	47期			48期	49期
		H30.2.7~	R2.2.12~	R4.2.16~	R4.7.27~	R4.9.5~	R6.2.19~	R8.2.19~
公益委員	須賀陽二	●						
	鈴木芳明	◎	◎					
	三浦恭子	○	○	○	○	○		
	関 恵子	○						
	深田茂人	○	●	●	●	●	●	
	清水立茂		○	◎	◎	◎	◎	●
	柴田尚子		○	○	○	○		
	渡邊博子			○	○	○	○	◎
	後藤素子						○	
	堀江貴陽子						○	○
	森 優子							○
	森脇 宏							○
労働者委員	松尾竜二	△	△					
	志賀慎二	△						
	佐藤寛人	△ (幹事)	△ (幹事)	△ (幹事)				
	藤本雅史	△	△					
	太田美乃里	△	△					
	新宮高志		△	△	△ (幹事)	△ (幹事)	△ (幹事)	△ (幹事)
	石本健二			△	△	△	△	△
	林 大介			△	△	△	△	
	原口享子			△	△	△	△	△
	山本悦子					△	△	△
迫 圭吾							△	
使用者委員	赤松健一郎	▲						
	田北裕之	▲						
	大塚伸宏	▲ (幹事)						
	白川憲一	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	大山直美	▲	▲					
	藤野久信		▲ (幹事)	▲ (幹事)	▲ (幹事)	▲ (幹事)	▲ (幹事)	▲ (幹事)
	兒玉雅紀		▲	▲	▲	▲		
	熊埜御堂 康昭		▲	▲	▲	▲	▲	▲
	高野浩子			▲	▲	▲	▲	▲
	寺司 志保美						▲	▲

●会長 ◎会長代理 ○公益委員 △労働者委員 ▲使用者委員

12 事務局組織・職員数

年 度		定 数	現 員	組 織
H11	5.1	12	11	<pre> graph TD     A[事務局長] --&gt; B[総務調整課]     A --&gt; C[審査課]     B --&gt; D[総務調整係]     C --&gt; E[審査係]             </pre>
H12	4.1	12	12	<pre> graph TD     A[事務局長] --&gt; B[調整審査課]     B --&gt; C[総務係]     B --&gt; D[調整審査係]             </pre>
H13	4.1	11	11	
H14	4.1	11	10(~9.30) 11(10.1~)	
H15	5.22	11	11	<pre> graph TD     A[事務局長] --&gt; B[調整審査課]             </pre>
H16	4.1	10	10	
H17	4.1	10	10	
H18	4.1	10	10	
H19	5.1	9	9	
H20	4.1	9	9	
H21	4.1	8	9	
H22	4.1	8	8	
H23	5.1	8	8	
H24	4.1	8	8	
H25	4.1	8	8	
H26	4.1	8	8	
H27	5.1	8	8	
H28	4.1	8	8	<pre> graph TD     A[事務局長] --&gt; B[調整審査課]     B --&gt; C[調整審査班]             </pre>
H29	4.1	8	7(~9.30) 8(10.1~)	
H30	4.1	8	8	
H31(R元)	4.26	8	8	
R2	4.1	8	8	
R3	4.1	8	8	
R4	4.1	8	8	
R5	5.15	8	8	
R6	4.1	8	8	
R7	4.1	8	8	

## 13 大分県労働委員会規則

(平成17年5月24日大分県労働委員会規則第1号)  
最終改正(令和7年12月23日大分県労働委員会規則第1号)

(目的)

第1条 この規則は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「労委規則」という。)の規定に基づく大分県労働委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総会の種類等)

第2条 総会は、定例総会(労委規則第4条第1項の規定による総会をいう。以下同じ。)及び臨時総会(労委規則第4条第2項及び第5項の規定による総会をいう。)とする。

- 2 定例総会は、毎月第2火曜日及び第4火曜日に開催することを例とする。
- 3 労委規則第4条第2項の規定により知事又は3人以上の委員が臨時総会の開催の請求をしようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくともその期日の3日前までに、会長に通告しなければならない。
- 4 労委規則第4条第4項の規定により会長が総会を招集しようとするときには、少なくともその前日までに、付議事項及び日時を委員に通知しなければならない。
- 5 労委規則第4条第5項に規定する選挙のための総会の議事は、事務局長がつかさどる。
- 6 会長及び会長代理の選挙は、事務局長が会議に諮り、指名推選又は無記名投票のいずれの方法によるかを決定した上で行うものとする。

(総会の付議事項)

第3条 労委規則第5条第1項第10号に規定する会長が必要と認める事項は、不当労働行為事件の迅速かつ的確な審査に関する事項、総会の公開に関する事項等とする。

(総会の定足数)

第4条 総会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席した場合、又は使用者委員、労働者委員及び公益委員が出席し、かつ、委員の3分の2以上が出席した場合に議事を開くことができるものとする。

(総会の公開)

第5条 法第21条第1項の規定による総会の公開は、総会において出席委員の3分の2以上の同意があった場合に行うことができる。

(公益委員会議)

第6条 労委規則第8条第1項の公益委員会議は、定例総会の開催の日を利用して開催するものとする。ただし、必要に応じて他の日に開催することができるものとする。

- 2 会長は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、公益委員会議を招集するものとする。
  - 一 総会で議決したとき。
  - 二 3人以上の公益委員から請求があったとき。

(議事録)

第7条 総会の議事録には、議事の内容を要約して記録するものとする。

- 2 事務局長は総会の議事録について、直近の総会において、労委規則第15条第2項の承認を受けるものとする。

(労使委員の幹事)

第8条 使用者委員及び労働者委員（以下「労使委員」という。）は、それぞれの互選により各1名の幹事委員を置くものとする。

2 幹事委員は、労使委員各側の連絡調整に当たるものとする。

(審査の期間の目標)

第9条 法第27条の18に規定する審査の期間（和解の勧奨に要する期間は除く。）の目標は、不当労働行為事件の審査の実施に関して、委員会の全体として達成すべき目標を明確にすることによって、審査の迅速化を実現するため、次のとおりとする。

一 法第7条第1号、第3号及び第4号に掲げる行為に係る事件並びに同条第1号から第4号までに掲げる行為が複合した事件 360日

二 法第7条第2号に掲げる行為のみに係る事件 100日

2 具体的な審査計画の作成に当たっては、事実の認定等に必要な主張、立証の機会を抑制しないように配慮するとともに、争点や証拠等の内容に応じて審査の期間を決定するものとする。

3 第1項第1号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始までの期間をおおむね90日（第1回委員調査にあつては60日）、結審から命令の交付までの期間をおおむね90日とするものとする。

4 第1項第2号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始までの期間をおおむね40日（第1回委員調査にあつては30日）、結審から命令の交付までの期間をおおむね30日とするものとする。

(審査の計画)

第10条 法第27条の6に規定する審査の計画（以下「計画」という。）には、争点、証拠、審問予定及び審査進行の目安を記載するものとし、標準的な様式は別に定めるものとする。

2 作成した計画については、当事者の同意を得るよう努めるものとする。

3 法第24条第1項の規定により参与する委員は、計画の迅速な作成及び審査の迅速化のため、調査の段階から直ちに参与することができるものとする。なお、この場合においては、文書により参与することができるものとする。

4 計画の提示は、委員調査のときその他の適宜な時期及び方法を選んで行うものとする。ただし、審問の開始前において和解の可能性があるると判断される場合は、この限りではない。

5 審査委員は、次に掲げる場合は、計画の変更を行うものとする。

一 重要な争点の追加又は変更が生じた場合

二 多数の証人又は物件について証拠調べを行う必要が生じた場合

三 審問の途中において、和解の勧奨を行ったが、和解が成立せず、審査の進行が計画より大幅に遅れている場合

(不当労働行為事件の審査の実施状況の公表)

第11条 法第27条の18に規定する審査の実施状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事件番号

二 請求する救済の内容

三 申立年月日

四 調査回数

五 審問回数

六 証人数

- 七 審査の計画で定めた日数
- 八 和解に要した日数
- 九 計画変更により増減した日数
- 十 処理日数
- 十一 終結年月日
- 十二 終結状況

- 2 前項の公表は、毎年3月31日までに、前年1月1日から12月31日までの間の分について行うものとする。
- 3 第1項の公表は、大分県労働委員会会報、労働おおいた及び大分県庁ホームページの労働委員会のサイトに登載して行うものとする。

(調整事件の調整の実施状況の公表)

第12条 調整事件の調整の実施状況の公表は、法第20条に規定する労働争議のあっせん、調停、仲裁及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第20条に規定する個別労働関係紛争のあっせんに関する次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事件番号
- 二 区分
- 三 調整事項
- 四 申請年月日
- 五 調査回数
- 六 調整回数
- 七 処理日数
- 八 終結年月日
- 九 終結状況

- 2 公表の時期及び方法については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月28日大分県労働委員会規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年に行う実施状況の公表については、この規則による改正後の大分県労働委員会規則第11条第2項及び第12条第2項の規定にかかわらず、平成17年4月1日から同年12月31日までの間の分のものとする。

附 則（令和7年12月23日大分県労働委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。



大分県労働委員会会報

第 71 号

(令和 7 年版)

令和 8 年 3 月発行

編集・発行 大分県労働委員会事務局  
大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号  
電話 : 097-506-5241 (直通)  
F A X : 097-506-1788

(非売品)